

平成25年第5回鮫川村議会定例会会議録目次

第1号（9月17日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
諸般の報告	5
村長挨拶	6
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
一般質問	9
宗田雅之君	9
星一彌君	19
関根政雄君	29
前田武久君	41
報告第5号の上程、説明、質疑	54
議案第67号～議案第71号の上程、説明	56
議案第72号～議案第80号の上程、説明	58
監査報告	68
議案第81号～議案第89号の上程、説明	69
日程の追加	77
議案第90号、議案第91号の上程、説明	77
散会の宣告	78

第 2 号 (9月20日)

議事日程	7 9
本日の会議に付した事件	8 1
出席議員	8 1
欠席議員	8 2
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 2
職務のため出席した者の職氏名	8 2
開議の宣告	8 3
議事日程の報告	8 3
議案第 6 7 号～議案第 7 1 号の質疑、討論、採決	8 3
議案第 7 2 号～議案第 8 0 号の質疑、討論、採決	8 4
議案第 8 1 号～議案第 8 9 号の質疑、討論、採決	9 8
議案第 9 0 号、議案第 9 1 号の質疑、討論、採決	1 0 3
陳情について	1 0 4
陳情について	1 0 5
請願について	1 0 6
日程の追加	1 0 8
議案第 9 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 8
諮問第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 0
発議第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 1
発議第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 1
発議第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 2
閉会中の継続審査申し出について	1 1 3
閉会の宣告	1 1 3
署名議員	1 1 5

第 5 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

平成25年第5回鮫川村議会定例会

議事日程(第1号)

平成25年9月17日(火曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 報告第 5号 平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
提案理由説明・質疑
- 日程第 5 議案第67号 鮫川村企業立地促進区域及び避難解除区域等における固定資産税の特例に関する条例
提案理由説明
- 日程第 6 議案第68号 鮫川村税条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第 7 議案第69号 鮫川村税特別措置条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第 8 議案第70号 鮫川村復興産業集積区域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第 9 議案第71号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第10 議案第72号 平成24年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定について
提案理由説明
- 日程第11 議案第73号 平成24年度鮫川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
提案理由説明
- 日程第12 議案第74号 平成24年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いて

提案理由説明

日程第13 議案第75号 平成24年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由説明

日程第14 議案第76号 平成24年度鮫川村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由説明

日程第15 議案第77号 平成24年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由説明

日程第16 議案第78号 平成24年度鮫川村交流施設特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由説明

日程第17 議案第79号 平成24年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由説明

日程第18 議案第80号 平成24年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由説明

日程第19 議案第81号 平成25年度鮫川村一般会計補正予算（第3号）

提案理由説明

日程第20 議案第82号 平成25年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

提案理由説明

日程第21 議案第83号 平成25年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

提案理由説明

日程第22 議案第84号 平成25年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第1号）

提案理由説明

日程第23 議案第85号 平成25年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

提案理由説明

日程第24 議案第86号 平成25年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第1号）

提案理由説明

日程第25 議案第87号 平成25年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第2号）

提案理由説明

日程第26 議案第88号 平成25年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）

提案理由説明

日程第27 議案第89号 平成25年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

提案理由説明

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第27まで議事日程に同じ

追加日程第1 議案第90号 職員の給与の臨時特例に関する条例

提案理由説明

追加日程第2 議案第91号 職員の給与の特例に関する条例の廃止

提案理由説明

出席議員（11名）

1番	岡部	明君	2番	宗田	雅之君
3番	前田	雅秀君	6番	蛭田	武彦君
7番	星	一彌君	8番	関根	政雄君
9番	山形	郁夫君	10番	早川	正博君
11番	前田	武久君	12番	坂本	忠雄君
13番	前田	三郎君			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大樂	勝弘君	副村長	白坂	利幸君
教育長	奥貫	洋君	総務課長	芳賀	亨君
企画調整課長	石井	哲君	住民福祉課長	鈴木	眞理子君

農林課長
併任農業局長
委員事務局
教育課長
会管理計
管納者兼
出室長

本郷秀季君

小松毅君

須藤健君

地域整備課長

近藤保弘君

代表委員
監査

齋藤實君

職務のため出席した者の職氏名

議事局長

増谷隆夫

書記渡邊敬

◎開会の宣告

○議長（前田三郎君） ただいまの出席議員は11人です。定足数に達していますので、ただいまから平成25年第5回鮫川村議会定例会を開会します。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（前田三郎君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（前田三郎君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（前田三郎君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

○議会事務局長（増谷隆夫君） 諸般の報告をいたします。

議案第67号から議案第89号までの23議案及び報告第5号の1件が村長より提出され、本日、議場において受理しました。

受理しました請願、陳情等は、配付してあります請願・陳情等文書表のとおりです。

本議会に村長及び教育委員会教育長、代表監査委員、農業委員会事務局長、会計管理者兼出納室長に出席を求めました。

村監査委員より、例月出納検査結果、定期監査結果及び決算審査結果の報告がありましたので、その写しを配付してあります。

次に、派遣関係であります。7月23日、東西白河地方町村議会議員研修会のため議員11名を棚倉町に、同日、東白川地方町村議会議員研修会のため議員11名を村内土づくりセンターに、9月3日及び4日、議員行政視察研修のため議員10名を宮城県気仙沼市に派遣いたしました。

出張関係であります。8月9日、平成25年第3回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会のため星一彌議員及び前田武久議員が白河市に、同日、県町村議会議長会提出事項の要

望活動のため議長が白河市に、8月19日、東白川防犯協会連合会定期総会のため議長が棚倉町に、8月23日、国道289号線建設期成同盟会総会のため議長が東京都に、8月28日、町村議会正副議長研修会のため議長、副議長が福島市に、それぞれ出張いたしました。

○議長（前田三郎君） これで諸般の報告は終わります。

◎村長挨拶

○議長（前田三郎君） 村長から発言の申し出がありました。これを許します。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 皆さん、おはようございます。

平成25年第5回鮫川村議会定例会の開催をお願いしましたところ、全議員出席のもとにご審議をいただきますことに御礼を申し上げたいと思います。

先日14日の敬老会は天候にも恵まれました。高齢者の皆様方も満足のいくいつときを過ごしていただいたのではないかと思います。議員皆様方のご臨席にも厚く御礼を申し上げたいと思います。

一変しまして、15、16日です。台風18号ということで、大雨、強風により大変被害もありました。今手元にあります資料によりますと、15日がとても雨量がありまして積算雨量で144ミリだそうです。時間当たりは11時に38ミリ、12時に38ミリということです。ですから、この2時間で76ミリの雨量があったということで大変な被害になりました。まず、人的な被害がなかったことは幸いかと思いますが、村道、林道、そして土砂崩れ、裏山の崩落、河川や農地の被害等で多くの災害が発生することになってしまいました。早期の対策で早期の復興と考えておりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げたいと思います。

また、秋の収穫期を迎えました。作物等の生育も大変心配されました。からから天気あるいは高温による影響ではありますが、ただ、今になりましてしっかりと降雨もありました。そんな影響で、水稻を初め多くの農作物は豊作を迎えるのではないかと今、安堵しているところであります。

さて、一昨年3月の東日本大震災から2年半が経過しました。東京電力原発事故による放射能汚染は私たちに多くの困難と苦痛をもたらしています。野生のキノコからはいまだに高濃度のセシウムが検出されていますが、一般野菜等からはほとんど検出されず、検出されたものであっても全て基準値以内であります。

また、昨年の米の全袋検査においても安全が確認されました。ことしも継続して米は全袋検査を実施させていただきます。

また、牧草地の除染も昨年に引き続き実施しています。大規模草地を除いては今年度中にはほぼ終わることができそうですし、除染を実施した草地は確実に線量も下がっているようであります。

8月29日、放射能に汚染された物質の減容化をするための焼却炉で、焼却灰を排出するコンベアの覆い部分で破損事故を起こしてしまいました。まことに遺憾なことであり、けが人がいないということではありましたが、早速、担当者を現地に向かわせ線量調査等を行い、線量が通常とは変わらないということを確認させていただきました。あつてはならない事故でありますので、環境省に対しまして徹底的な事故原因の究明をお願いしたところであります。

また、焼却炉の稼働にあわせて住宅周辺の除染作業を始めさせていただきました。現在のところ、そのままこの除染作業も継続をさせていただいております。ただ、処理物は事故によって焼却できなかったため、除染した周辺に仮置きをお願いしているところであります。

今議会に提案しました平成24年度会計の決算につきましては、全会計が黒字決算となり、一般会計が1億3,916万4,528円、特別会計は8つの会計で4,287万1,244円、一般会計、特別会計合わせまして1億8,203万5,772円を次年度に繰り越すことができました。この決算につきましては、去る8月27日、29日、30日、そして9月5日の4日間にわたり監査委員の審査を受けたところであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく財政健全化を判断する比率及び第22条第1項に基づく資金不足比率につきましても審査をしていただきました。後ほど報告がありますが、いずれの比率も国の定める健全化基準をクリアしている状況であります。これも議員皆様方のご協力のたまものと考えております。御礼を申し上げたいと思います。

さて、今定例会でご審議いただく議案につきましては、条例案件が5議案、決算認定案件が一般会計と8つの特別会計合わせまして9議案、補正予算も一般会計と8つの特別会計合わせまして9議案、その他報告案件が1議案、合計23の議案と1報告案件であります。このほか、追加の議案といたしまして人事案件2件を含めて3件の提案を予定しております。

提案しました議案につきましては十分ご審議いただき、原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶といたします。

○議長（前田三郎君） これで村長の発言が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（前田三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

12番 坂本忠雄君 及び

1番 岡部明君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（前田三郎君） 日程第2、会期の決定の件について議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり議会運営委員会が開かれております。その結果について議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、関根政雄君。

〔8番 関根政雄君 登壇〕

○8番（関根政雄君） 議長の指名がありましたので、議会運営委員会の結果についてご報告を申し上げます。

去る9月10日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期、日程等について協議いたしました。

会期については本日から9月20日までの4日間とし、日程についてはお手元に配付してあります日程表のとおりであります。

この会期、日程等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（前田三郎君） お諮りします。

本定例会の会期はただいまの議会運営委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から9月20日までの4日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（前田三郎君） 日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 宗 田 雅 之 君

○議長（前田三郎君） 2番、宗田雅之君。

〔2番 宗田雅之君 登壇〕

○2番（宗田雅之君） 平成25年第5回鮫川村議会定例会において3点について質問いたします。

まず1点目、村の振興策についてお伺いいたします。

村の振興を図り維持、継続していくためには、働く場所の確保が今後も最重要課題であります。しかしながら、経済のグローバル化、そして福島原発の事故により、現状は大変厳しい状況にあるものと察します。村としてこのような状況の中どのように対処していくのか、また、雇用の一翼を担っている村の各施設の今後の振興策をお伺いします。

特に、次の各施設、手・まめ・館、ほっとはうす、鹿角平クロスカントリーコース、さざり荘、土づくりセンターは、やりようによっては雇用の増進が可能になるのではないのでしょうか。

以上、お伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 2番、宗田雅之君の1つ目の質問にまずお答えを申し上げます。

村の施設の今後の振興策についてのご質問であります。

まず、第1番目の手・まめ・館についてであります。農産物加工直売所「手・まめ・館」は、平成17年11月に開所して以来、間もなく9年目を迎えようとしています。また、まめで達者な村づくりは、スタートしてから早くも10年が経過いたします。この間、村内産大豆を100%使用した商品開発に取り組み、きな粉、達者の豆腐、達者の味噌及び達者のしょうゆは本村の特産として、ひいては手・まめ・館の主力商品として、村内外から一定の評価を得てきたところであります。

しかしながら、地産地消をより一層推進する必要があるとあり、みそ、しょうゆはまだまだ村民

の食卓には十分入っていないのが現状と思われます。これは、裏を返せば、内需拡大の可能性がまだまだ大いに見込まれるということになるかと思われます。今後、村内での普及に創意工夫を持って努めてまいりたいと考えております。

また、加工施設の機能を生かしながら、さらなる特産品の開発にも意欲的に取り組む必要があります。これにより新たな客層が増加し、手・まめ・館の売り上げ向上につながるものと考えております。これらの取り組みにより地産地消がより進展し、農産物直売所機能が強化されていくことで相乗的に雇用の拡大にもつながっていくものと思われます。

また、手・まめ・館は指定管理により委託運営されている施設で、この設置の目的を職場の皆さんに十分に理解していただいて、村民の要望に応えられる直売所を目指し、指導と支援を行っていききたいと考えております。

2番目の「ほっとはうす・さめがわ」についてお答えをします。

議員ご指摘のとおり、ほっとはうす・さめがわは、平成6年に新山村振興等農林漁業特別対策事業により都市との交流促進を目的として整備されたもので、本村の魅力である郷土食豊かな食事の提供、里山での農林業体験メニュー等を充実して誘客を図ることを目指す施設であります。都市との交流を地域づくりに生かしていくために、東京農大などの大学との連携を図り、里山景観保全活動なども受け入れてきました。

3.11の東日本大震災の影響により施設の一部が損壊したこともあり、平成23年度の利用は大きく落ち込みましたが、昨年度から震災前の利用者数まで復活することができているようであります。平成20年度から農村体験交流施設として「山王の里」がスタートし、比較的安い金額で利用できることもあり、大学等での利用の一部は分散されることになりましたが、それ以外の利用はリピーターの方が比較的多いということもあり、宿泊者数はおおむね年間1,000人強の数字を維持しているところであります。

施設の運営についてであります。通常は支配人1名、調理人1名、ほかパート調理員が2名の体制で対応しております。一時的な多人数の利用以外には、当面、この人数での運営で対応していけるのではないかと考えております。

3番目の鹿角平クロスカントリーコースについてであります。平成24年度から施設の使用が開始され、日常の管理は鹿角平観光センターにお願いしております。平成24年度の利用者は実績で1,037名でありました。一部、コース周辺の草刈り及び走路面の整備は職員で対応することもあります。それ以外はシルバー人材センターに委託をしております。今後、北側の国有林内に計画している林間コースの整備による利用者数の増加を考慮しましても現

在の管理体制での対応と思われませんが、合宿の受け入れ先の一時的な雇用等は見込めるものと思われま。

4番目の「さぎり荘」についてであります。同施設は、平成23年4月にオープン以来、平成23年度は2万7,369人、平成24年度は2万7,498人と村内外の皆様の利用があり、好評をいただいているところであります。現在、4人の雇用により施設を運用しておりますが、今後も施設の安全で衛生的な環境保全に努め、お客様の癒やしのよりどころになるよう、よりよいサービスの提供を図ってまいりたいと思ひます。

最後に、土づくりセンターであります。待望のバイオマス変換施設、豊かな土づくりセンター「ゆうきの郷土」が今年2月にオープンし、これにより本村の農業振興と循環型農業の推進を図る基盤が整備されたものと思ひます。

堆肥づくりにつきましては、3月から畜産農家より堆肥の受け入れを行い、センターで加工している副資材との混合を行い、堆肥の切り返しや発酵、乾燥の工程を経まして良質な堆肥ができ上がってきています。ようやく今月、9月から堆肥が製品として取り扱ひできるようになり、まずはばらの堆肥から販売を開始いたします。

価格設定につきましては、運賃込みで1トン当たり5,000円を基本額として、堆肥の散布量は10アール当たり1,500円と設定いたしました。袋詰めの製品は1袋、容量で40リットル入れて、価格は400円で販売を計画させております。なお、袋詰めのパッケージについては現在製作に努めているところであり、完成次第、販売を行ってまいります。また、今年度は、堆肥の利用促進対策といたしまして1トン当たり30%の値引きをしていく予定であります。

さて、「ゆうきの郷土」の職員でございますが、現在の職員体制は、手・まめ・館運営協議会の職員が2名、村からの職員が1名及び臨時職員の1名の4名体制となっております。これは、当施設における薪ステーションの業務なども一緒に行っております。今回の堆肥製品の販売に伴い、堆肥製品の窓口事務や圃場への堆肥の運搬、さらには堆肥の散布作業などがふえてきます。これら業務は増加いたしますが、現在のところでは現体制で対応し、今後の堆肥生産と販売状況などを考慮しながら、雇用拡大も含めて検討していきたいと考えております。

以上で、2番、宗田議員の1つ目の質問のお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） まず、私、各施設について気になった点から気になった点から再質問をさせていただきます。

まず、手・まめ・館ですが、休みをとっていますよね。私は、サービス業は、ましてこういう高齢者が多くなった村においては、いつ何どき自分の都合、高齢者のご都合で買い物に来る場合も往々にしてあるんですよね。ましてや交通機関のないお年寄りの方々は村の診療のときに一緒に買っていくと、そういうときにお休みだったらばどこで物を買うんだと、そういうことにまず一つなります。

だから、私、これは村の勤務体制のときにも一回質問したことがあるんですけども、フレックスタイムを使って、あれだけの人がいるんですから、終日休みなく営業するのも一つの、あそこにある手・まめ・館の利用価値の推進ではないかと思えます。

もう一つ、これだけの施設を運営するわけですから、私らはあそこにいる従業員の方がいいとか悪いとか判断するものではないんですけども、やっぱり商売はあくまでもそれだけの経営のノウハウを持った人を入れないと、雇用の増進は私は図れないと思っております。そのためにはやっぱりそれだけのたけた人を入れるか、あとはある程度研修させて商売のノウハウを勉強してもらい、それによって雇用の図る、それがベストではないかと思えますが、再度、質問いたします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、手・まめ・館の休日体制であります。私が常々お話ししておりますように、ああいった場所でも休日を設けて職員のリフレッシュ、あるいは店内の清掃とかこういったことを考えますと、月1回の休日は、これはしようがないのではないかと考えております。

あと、これから先ですが、商工会に今委託しております買い物弱者の支援事業なども上手に関連させますと、こういった利用者に不便をかけることが解消できるのではないかと思います。この辺、新しくできる空き店舗の利活用事業と手・まめ・館とを関連させながら、利用者には負担をかけないように考えていきたいと思えます。フレックスタイムの営業でというお言葉もありますが、この辺も考えながら計画を組ませていただきたいと思います。

やはりこの人材の育成というのは、これはとても大事な課題であると考えております。年々働いている、特にレジの係員あるいは直接お客さんに接する従業員等に対しましては、今厳しく指導しながら営業をしているところではありますが、最近になって少しは変わった様子が感じられないでしょうか。少しずつ改善はさせていただいております。

ただ、その辺、厳しい管理者が体調の都合でおやめになってしまいました。また新しい責任体制でと考えておりますが、今、内部で都合をつけております。この辺も、前回の指導者

の思いを反映させながら、新しい館長にその思いを引き継ぐようお願いはしております。こういったところで、順次ご指摘の点は改善しながら営業に努めてまいりますので、ご協力とご指摘をお願いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 確かに、私らは一生懸命職員がやっているのはわかります。ただ、結果あっての一生懸命だと思いますので、よろしくお願いします。

2点目のほっとはうすとクロスカントリーコース、これは関連して質問いたします。

今現在、クロスカントリーコースがつくられて、まだ延長してやることになっておりますが、現在の利用状況はかなり私らの見た限りでは少ないのかなという感じはします。クロスカントリーは、要はこれも営業力によっては、宣伝の仕方によっては、今こういう、まして東京オリンピックが7年後招致されました。そういうことから、やりようによってはどんどん利用者がふえるのではないかな。クロスカントリーの営業力を高めて、ほっとはうすまでお客を誘致する、そういう関連づけた、やっぱりこれも一つの営業力なんですよね。営業力があるかないかによって、こういうクロカン、ほっとはうす、これも手・まめ・館と同じでやっぱりそういう方がいないとなかなか、全国津々浦々を見ても伸びていないんですよ。だからその点、これからのクロカン、ほっとはうすをどうしていくのか再度お伺いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） ほっとはうすとクロカンのこのセットで考えてもいいような施設であろうかと、議員ご指摘のとおりであると思います。クロカンの利用促進ということで、実は昨年、スポーツクラブのリーダーと設計に携わっていただきました石川町にお住まいの安藤先生とで、各大学、先生方の出身校、日大とか体育の盛んな東洋大とかそういうところの大学生の合宿にぜひ利用してくださいということで、クロカンコースを案内させていただきました。こういったところの利用、学校側の意見等も聞いて、お弁当の値下げとか宿泊料の村での支援とかを計画させていただきまして、利用を待っているところであります。

ただ、議員ご承知のとおり、夏場の合宿になりますと日陰がないんですね。この辺指摘されたものですから、今年度に林間コースを設計に入れました。

もう一つ、大学側の要望ではグラウンドが欲しいそうです。400メートルぐらいのトラックがあればいいなという注文もいただきました。こういったこともあわせて考えながら、大学生の利用しやすいコースに考えてまいりたいと思います。

特に営業面であります、こういった先生方のお力をかりたり、スポーツクラブのリーダーは阿久津光市君です、こういった人に営業マンとして活躍をいただいております。こういった営業活動もとても大事だと認識はしております。

こういったことで、なお構想を改善しながら、大学の要望にも応えていきながら整備をしてまいりたいと思いますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 1点目の最後に土づくりセンターについてお伺いたします。

この施設も福島原発の事故によって風評被害を受けてダメージは相当あると思いますが、根気強くやることによって、こういう有機栽培というのはお客が認めてくれるのではないかなと私は常々思っています。

そこで、有機栽培をどんどん推進して有機野菜をつくって、これは一つ私の提案なんですけれども、何というんでしょうね、手・まめ・館とあわせた農家レストランみたいな、有機野菜を使ったそういう特徴のある建物を一つつくっていくのも、土づくりセンターの推進に、増進に、そしてまた雇用につながっていくのではないかと思います、お伺いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、堆肥センターをつくった目的は議員ご承知のとおりであります。鮫川村は、自分らが汚さないため、汚れないこの地域の上手な運用の仕方、活用の仕方ということで、農薬、化学肥料に頼らない農業を目指す鮫川村、そして、今、国で考えておりますのが大規模化、大型化で世界との競争であります、鮫川村はこういった中山間、狭隘な土地で栽培しているわけですから、逆に手間暇かけた農業を目指してということでご理解をいただければと思います。

この手間暇かけた野菜が、食べ物がいかに容易じゃないか、そして貴重な作物であるかというのを体験していただくために、消費者との交流の場としてあの手・まめ・館も、あの近くに実習田あるいは畑を設けて消費者にじかに土に触れてもらうことはとても大事なことだと思っておりますし、間もなくその事業も実施できると思います。

あの堆肥センターの付近です、目の前です、田んぼが5反歩と畑が約1町歩準備してあります。こういったのを利用しながら、都市との交流施設、体験施設として実際に畑に、圃場に出いただき、体験をしていただき、手間暇かかる野菜はいかに安全なものか、そして貴重なものかというのを知って、おいしさを今度は、議員ご存じのとおりこの食材を使った料理を手・まめ・館で提供できれば、また一つの宣伝効果になるのかなという思いもあります。

この辺を食堂の一つのメニューとして提案したり、あるいは今、生活習慣病で、鉄分とかカリフラワーに入っているカリウムを減らした料理が何か健康によろしいようで、この辺の対策、あるいは手・まめ・館のきょうの献立は例えば2,000カロリー以内におさまっていますよとか、そういったカロリーを表示しながらの営業も、健康を目指す村づくりにはとても必要かなと考えております。

無農薬あるいは有機栽培の野菜を使った、カロリー計算まで入れた、カリウムなんかも生じゃなくて熱を加えると低くなるんですね、こういった料理なども提供しながら村の農産物の消費拡大を図っていければなんて計画を、今、ちくちくと練っているところであります。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 医食同源という言葉があります。やっぱり新鮮なものは、そして近くのは酸化しないし、おいしいです。私もあるところに行ってニンジンジュースをいただいたんです。これは完全無農薬なんですよ。これが物すごくおいしくて、私はまだ通販でもって飲んでます。本当においしいです。パン屋さんもことしいっぱいでやめるそうなんですけれども、うまいものはどこからでも集まってきます。だから、そういうものをつくる目的を持って人を育てていく、それによって雇用の増進が図られるものだと思いますので、ぜひともよろしくお願いします。

それでは、2点目についてお伺いします。木質バイオマス発電と水資源について。

水は人間が生活する上で必要不可欠なものであることは誰でも認識していることですが、震災後、多くのところで水脈が変わり、水不足になり、その対策に追われているのが現状であります。

しかしながら、現在、大量に水を消費するであろう木質バイオマス発電施設が、村の水源地から余り離れていない場所に埜町により計画、検討されているところでありますが、もしこの計画が実行されたときに水源地の水量に影響を及ぼさないでしょうか。これらの検証をしているのかお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 宗田議員の2番目のご質問であります木質バイオマス発電と水資源についてお答えを申し上げます。

本村の水道の普及率は、ことしの3月末現在で給水人口が1,818人です。率に直す

と普及率は46%ということであります。今、全国では96%ぐらいが普及しているんですね、相当低い数字なんですね。全人口の半分にも達していないのが現状であります。

水道普及率の向上を図るためにも、村内にある簡易水道2地区、専用水道1地区、飲料水供給施設5地区を、未普及地域の解消及び給水施設の安定、水道のサービスの向上を図るため、平成23年度に鮫川簡易水道として統合したところであります。この統合により補助事業で既設の水道施設更新ができますので、鮫川簡易水道鮫川地区の鍬木田配水池を改修する計画で今進んでおります。

鮫川地区は、昭和48年から給水を開始して40年が経過しています。特に鍬木田配水池が老朽化しており、地震などの自然災害で崩壊するおそれがありますので、現在の配水池を水源地に向かって200メートルほど行った道路脇の山林を造成して、鍬木田配水池を維持するものであります。

ご質問の水資源ですが、村の水道施設の基幹的な水源であります鍬木田第1水源は1時間当たり13.8立方流水しており、震災前と水量、水質とも変化はなく、1日当たり333立方を取水しております。第3水源は深井戸で、配水量が不足した場合にモーターでくみ上げる方式であります。1日当たりの平均取水量は76立方で、計画は161立方です。第1水源の333立方と第2水源の76立方を合わせまして409立方となります。

鮫川地区の配水状況については、給水戸数が公共施設を含めた317戸で、1日平均配水量は354立方であり、配水率は87%であります。今のところ安定的に水道水を供給しているところであります。

さて、ご質問の埴町の木質バイオマス発電施設が計画されておりますが、その発電施設の詳しい計画内容が公開されていけませんので、鍬木田地区の水源地にどのような影響があるかは検証はまだしておりません。今月5日に、埴町の菊池町長が、埴町東河内字一本木地内に建設予定の木質バイオマス発電施設整備計画を当面凍結すると発表いたしました。今後の方向は明らかではありませんが、発電施設が建設される場合には、鍬木田水源地にどのように影響するかを調査を行う必要はあると考えております。今のところはバイオマス発電施設の行方を見守っているという状況でありますので、埴町の出方次第で、依頼したり自己調査の必要性があるのではないかと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） この木質バイオマスは、私が調べたところによると、発電容量によっ

ては水の使う量が桁違いに違うんだと。要は、この木質バイオマスばかりではなくてこういう発電に関しての専門的な方にちょっと私はお聞きしたんですけれども、この木質バイオマス発電をやるところは基本的にボーリングではだめですよ。これは河川敷とか海の近く、それによって発電して初めてバイオマス発電がなすということはちょっとお聞きしました。

恐らく、私らはあそこでやられたならばかなり影響が出るのではないかと。ましてこの水、水量ばかりでなくて、本当に村の近くでございます。今現在、風評被害は、鮫川村は線量が低くても受けているような状態でございます。それが365日、半永久的にあそこから煙を出された場合の影響というのは相当、たとえ人的な影響はなくても風評被害という目に見えない、本当に厄介な影響を受けるものだと思っておりますので、これはぜひとも場所を、もし埴町さんでやるんならば場所を変えてやっていただけるようお願いしたいと思っております。

そして、2014年問題という今一つの本が出ています。2014年というのは、3年後、チェルノブイリで人的な影響が出てきているために、2014年問題が今現在本として出てきておりますが、鮫川村の場合はそんなに人的な影響はないと思いますが、もろもろの差別の問題とか風評被害とかそういうものは、1番目に質問したとは思いますが、定住化策を図る場合にはどうしても私らは障害になるものだと思っておりますので、これは凍結になったから私は大変よかったなと思っておりますけれども、凍結はあくまでも永久凍結ではないと思います。これはいつかは入ってくるものだと思いますから、よく検証していただいて、そして村のほうで検討して進めてもらいたい。

そして、あくまでも検査はこれは埴町でやるものですから、村のほうで検査機器を頼むのではなくて埴町で独自に検査してもらって、影響があるかないか、そして、もしやるならばきちんとした覚書を村のほうでとってやってもらいたいと思っておりますが、再度お伺いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、埴町で取り組んでいるバイオマス発電であります。これには国の資金が半分入るそうです。もちろん民間の資金が半分、国の資金が半分で、60億円の事業だそうです。国の資金が入る場合に果たして安全はどうかということにいろいろ注目をしていきたいと思っております。国が果たして少しでも不安な事業を導入していいものか、この辺はしっかりと国を追及しながら、これは埴町だけの問題ではないと思っております。こういったところは十分議員の心配も、私もそうです。

水を引かれちゃうより以前に、あの発電によって焼却するのが1日400トンとか500トンと

かという材木の量だそうであります。これを燃やすにはそのぐらいの水も必要になってくるそうです。こういったことで、果たして地域環境にいかなる影響があるのか、この辺を確認しながら、この事業を隣接町村としても見守っていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 村でも相当勉強して取り組んでいるとは思いますが、ぜひとも再度検討していただいて、埜町さんとも、やっぱり将来を担う子供たちに汚れた環境ではなくて本当にきれいな、クリーンな環境を残してやるのが私たちの務めだと思いますので、ぜひともよろしくをお願いします。

3点目に入ります。村道唐露葉貫線の改良について。

以前にもこの村道に関して質問しておりますが、ことしの7月の大雨で、上流からの濁流で近くの人家に迫る勢いでありました。また、道路は至るところで陥没し、村で補修したのが現状であります。現在、全国各地で大雨により甚大な被害が発生しておりますが、もしこのような大雨が村で発生したならば大変な事態なのではと危惧いたします。住民の安全・安心のためにも早急な対策が必要であると思いますが、考えをお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 2番、宗田議員の3番目の質問であります村道葉貫唐露線改良工事についてお答えを申し上げます。

ご質問の村道唐露葉貫線は、主要地方道勿来浅川線を起点として葉貫までの3,373メートル、幅員が3.6メートル、4メートル近いんですね、この道路であります。この道路は旧石川営林署が唐露林道として整備した路線であります。道路沿いには人家があり、生活道路として利用しているところあります。併用林道協定を結び、村道として維持管理をしているところあります。唐露の皆さんが日常生活で使用する区間、県道から集落までの1,573メートルについては、平成元年から7年度にかけて舗装工事を行いました。

議員質問のは葉貫ですね、あの唐露の集落から葉貫側に1,800メートルが砂利道なんです。今回の豪雨でも大量の雨水が流れ、雨水とともに砂利も流れ出して舗装が壊れる被害を受けました。村では、降雨時に道路パトロールを強化して砂利が流されないようところどころに設置してある水切りの点検を行っておりますが、夕立などの豪雨時には砂利道が壊されま

すので、今後は水切り箇所をふやしたり、今までの水切りは砂利を寄せてつくっておりましたが、今後は構造物を設置して雨水が完全に路肩へ抜ける方法を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

村で管理している道路は179路線で、延べにして228キロあります。これは村道、林道、農道を含めて228キロです。舗装率が、未舗装、舗装になっていないのが50キロあるんですね。ですから、率にすると16%になりますか、228キロのうち16%が、50キロが未舗装ということであります。唐露の集落から葉貫までの1.8キロもこれに類している道路であります。特に、生活路線、スクールバス路線の危険箇所の解消や未舗装箇所の改修を計画的に整備してまいりたいと考えております。ご指摘の村道葉貫唐露線改良工事も含めて、費用対効果等を十分に精査して、検討して早目の計画を、改良工事をお約束し、ご返答とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 私もこの7月の大雨のときに、地権者から電話がありまして現地に入りました。実際のところ大雨の日、私、軽トラックで上がっていたんですけども、途中から引き返そうと思いました。というのはもう濁流が、車が流れそうに、あそこはちょうど真っすぐなものだから来るんですよね。そして横断、こうやって段差があるものだから、それを乗り越えちゃうとまた余計に水が、惰性がつくんですよね。だから、ああいう道路に関しては早急な対応が私は必要ではないかと思っています。

きのう、おとといの雨に関しては、地権者に聞いたらば、たまたま水が路面を掘ってくれたものだから、横に水が行って、来なかったからよかったですよと。だから、そういう災害時の対応というのは今後ともぜひとも早急な、人的にかかわる災害に関しては一日も早い対応をお願いして質問を終わります。

以上、3点について質問を終わります。ありがとうございました。

◇ 星 一 彌 君

○議長（前田三郎君） 7番、星一彌君。

〔7番 星 一彌君 登壇〕

○7番（星 一彌君） 今定例会におきまして次の3点について村長にお伺いをいたします。

台風18号の被害に遭われました村民の皆様にもっとお見舞いを申し上げます。

それでは、1つ目の問題に入らせていただきます。豪雨対策についてであります。

ことしも、異常気象により日本海側を中心に各地で豪雨災害が相次いで発生しております。ことしの雨の特徴として、狭い地域に短時間で大量の雨のため、土砂の流出によって家屋の倒壊、多くの人命も奪われております。太平洋側は、これから台風と秋雨前線の活動によって雨に対する警戒が必要であろうと思います。村にとっても、山合い集落が多く、砂質地の地域は特に予測できない危険が潜んでいるかもしれません。村民一人一人がみずから守るというのは基本であります。想定外豪雨対策について村の考えをお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 7番、星一彌議員の質問、想定外の豪雨対策についてお答えを申し上げます。

まずは、15日の大雨と16日の台風18号による災害については、これまでのまとめによりますと、住宅の被害は裏山の崩落が2カ所、床下浸水が6棟ありました。裏山が崩落するおそれのため、1世帯が村の公民館に自主避難をしました。国道、県道の冠水による一時的な通行どめが2カ所、村道、林道の土砂崩れが6カ所、その他道路への倒木などが数カ所で発生しました。河川や農地の災害はこれからの調査で明らかになると思います。人的な被害がなかったことは幸いではありますが、大雨と強風により多くの被害が発生することとなりました。

議員ご指摘のように、近年の気象現象は局地的に非常に激しい雨が降り、また竜巻が発生して大きな災害が発生しております。このような異常気象は地球温暖化が原因であると言われておりますが、どこでも起こり得ることなので、村民を災害から守るために警戒を強めなければならないと考えているところであります。

豪雨災害に備えるためにまず大切なことは、日ごろから住民の防災意識を高めておくことでもあります。平成22年に村が作成し全戸に配布しました防災ハザードマップには、土砂災害危険箇所や地すべり危険箇所を示してあります。また、村内各地の集落センター等の19カ所を災害避難所に指定しております。いざという時のために家庭や地域での話し合いや、学校などでこの防災ハザードマップを活用して災害の備えや避難の訓練をすることが大切であろうと考えております。

次に大切なことは、迅速な気象情報の住民への周知であります。去る6月15日の22時30分及び一昨日15日の12時25分に、降り続く大雨のため、福島県と気象台から本村に対しまして土砂災害警戒情報が発表されました。Jアラートを通じて防災無線が自動起動して、土砂災

害の危険が非常に高まっているとして警戒情報が放送され、住民に警戒を呼びかけたところ
であります。

また、ことしの8月30日から、特別警報という気象警報の運用が開始されました。この警
報の発表基準はおおむね数十年に一度の現象に相当するもので、昨日の台風18号において、
運用開始後最初の特別警報が近畿地方に発令されました。京都府と福井県と滋賀県ですね。
この情報が出された場合には、状況判断により避難準備や指示、避難勧告の命令や、直ちに
命を守るための行動をとることなどを呼びかける情報を発信することになっております。

村では、住民への防災情報の伝達を多様化するために全国瞬時情報システム対応化推進事
業を計画し、さきの3月議会において補正予算の承認をいただいたところであります。平成
25年度への繰り出し事業で、全国瞬時警報システム（Jアラート）を通じて携帯電話に防災
情報などの緊急速報メールを送ることができる装置を整備するものであります。これらによ
り防災情報をいち早く住民に知らせることができるようになりたいと考えております。

次に、気象台から大雨警報等が発表される場合ですが、夜間においても担当職員が直ちに
待機する体制をとることにしております。気象情報、被害状況の把握、関係機関との連絡調
整、状況に応じては消防団に出動要請をするなどの態勢をとることにしております。また、
土砂災害の危険度が増している場合に、適切な状況判断により住民の避難勧告や避難指示を
行い、住民の安全を確保することとしております。

以上でご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） 私が聞こうと思ったことをみんな村長のほうからしゃべっちゃったも
ので、質問をちょっと変えてみたいと思いますが、今、村長のほうからも、21年に地域の防
災計画というものが出されました。ハザードマップもあります。そのハザードマップの中を
見ますと、地域によって大雨の災害を受けやすいとか、地すべりが起きやすい地域とかと、
マップに記されておりますよね。鮫川村が基準として決めている大雨警報が60ミリでしたが、
トータルが1時間当たり30ミリ以上でしたか、そういう情報を踏まえているときに15日のあ
の雨の状況を見ると、村の災害対策本部というんですか、何時ごろ立ち上げたか、その辺を
お聞かせいただきたい。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） それではお答え申し上げます。

まず、災害対策本部を設置できたのが12時10分になります。その前に招集をかけて、皆さ

ん、課長補佐以上です、お集まりをいただきまして、12時10分に設置をさせていただきました。大雨警報が発令されたのが9時58分であります。

それで、特に雨量が増したのが、先ほど申し上げましたように11時から12時にかけてなんです。1時間当たりの積算雨量が38ミリ、11時も12時もどちらも38ミリ、2時間合わせて76ミリという事態でありましたので、災害対策本部を設置させていただきました。

以上です。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） 実は15日、私、西野区内を午前中1回と午後1回と2回、災害状況を巡視してきました。それで、10時ごろだったかな、そのころはその状況においては被害は今のところ余り出ていないなということで家へ帰ってきましたら、家の前の田畑が全部冠水状況であったと。そして、役場に電話したのが10時半ごろでしたか、それを過ぎましたか、災害対策本部はどうなんですかと言ったら、今はまだそういう状況にはありませんというような答えが返ってきました。

私が言いたいのは、気象庁からの連絡とか、消防団とか県とかいろいろな連絡体制はあると思うんですが、やはり村民の安心を願うならば、防災無線を使って、こういう雨が予想されますというような予報ができないでしょうか。やはりひとり暮らしの家庭の人なんかもそういう無線によって力強く思われるのではないかなと、そういうふうに感じます。

たまたま15、16日と祝日だったものですから、後を継ぐ人が家にいたから心配はさほどではなかったかもしれませんが、やはり災害というものはいつどういうところで起きるかわからないということをやっぱり肝に命じるべきだと思いますが、そうした点に同報無線の使用というのは村長の考えでどう考えているかお聞かせください。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、緊急放送が12時15分に、自動のJアラートの放送がされました。私は、最初の住民に対しての危機管理はあの放送でなされたのかなという思いでございました。

あと、ああいった降り続いた中での放送は今後、今、議員おただしのとおりもう一、二回の、例えば火災の際の鎮火放送とかそういった災害の、ただ、雨の場合、なかなか判断が難しいんですね。今回、12時15分にJアラートの放送があった。その後、各地から大字単位に災害の状況の連絡が入ってくるんですね。そのたびに各分団ごとに出動命令は、10時には出しているんです。そういった地区での管理態勢はとらせていただいたんですけれども、村民に対しての広報無線の使い方、この辺はもう一度精査して、利用の仕方、頻度等を検討させ

ていただきたいと思います。議員の意見も反映させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） 先ほど村長も述べましたけれども、8月30日より大雨特別警報というシステムが発足して、今度第1回目が発令されました。鮫川村の雨量を見ると、当然これに該当するぐらいの雨量ではないのかなと思うんですけども、やはり災害を少しでも、絶対なくすということは自然災害ですからできないと思いますけれども、どれだけでも災害を抑えるというならば、前もって連絡する、あるいは通報する、そういうシステムが大事ではないのかなと、そういう感じがいたします。

それで、村としても土石流あるいは地すべり、急傾斜地崩壊対策等のいろいろ地域との予防対策はあるかと思えますけれども、現在、村としてこういう危険区域の対策をどのような方法で伝達しているのかも伺いたしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 地域の指定はしております。ですから、その地域にお住まいの皆さんはこういった危険な箇所にお住まいですから情報が発令された際には十分気をつけて生活をしてください、こういったことで、改まっての通報とか連絡はしていないのが実情であります。こういった地区にお住まいの皆さんはふだんから気をつけてこういった地区に住んでいる、そういった考えで生活をしていただきたい、自主避難していただきたい、こういったことをご理解いただきたいと思えます。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） 先ほどハザードマップの話もちよこつとしたんですが、今、各地で想定外の雨、被害ということで、ハザードマップの再検討と申しますか見直しが行われているようですが、きのう、おとといのあの雨の被害を見たときに、村としてもハザードマップの見直しとか再検討とかそういうのは考えておりませんか。最後にお伺いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 確かに今の雨は異常なんですね。ほどほどの雨じゃなくても、ゲリラ豪雨にあらわせますように、降らないときは1カ月も雨が降らない、降るとなるとやたらに、要らないほど降る、ゲリラ的な豪雨になるということで大変激しい気象の変動に遭っているわけです。

鮫川村は狭隘な山間地であります。ほとんどの家庭がそういった危険な箇所に住んでいるのが実態なんですね。ですから、その辺、家を建てる際にも気をつけているんですよ。そして、裏山をしょっているところに建てちゃだめですよと注意してもこれは無理ですよ、平らなところがないんですね。ですから、それぞれにしかと、危険な鮫川村の宅地に皆さん暮らしているんだという思いで生活をしていただくのが本当かと思います。いずれ皆さんにこういう危機管理、危機意識を、さらにこういったシーズンに向けて徹底していきたいと思えます。

なお、今回のはまだ詳細には報告されておられません。村で計画したあの危険箇所以上にそんな地区があった場合には再度見直して加える準備もありますので、皆さん議員活動の中でそんな地区がございましたらぜひご提案、ご指示をいただければと、いつでも見直しの準備はありますのでお答えをさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） 行政側というのは、有事があった場合にはいち早く的確に対処しなきゃならない、そういう立場でございますので、防災対策に対してこれからもやはり早目早目の予防を手がけて進めていただきたいと、そういうふうに感じます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

クロスカントリーコースの利用状況についてでございますが、村民の体力向上、陸上選手のトレーニングの場として設営をされました。地域の活性化としても大きな期待を寄せており、このコースの増設も図られるというふうにお聞きしております。現在の利用状況と今後の課題についてお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 7番、星一彌議員の2つ目の質問でありますクロカンの利用状況であります。お答えを申し上げます。

議員のご質問にありますように、本施設は、地域の経済の活性化や人の交流の活発化を図ることを目的に、地域資源や景観を活用したスポーツ拠点施設として、鹿角平観光牧場の広大な緑地景観を活用して整備を行わせていただいた事業であります。

昨年4月29日にオープン以来、平成24年度における利用者数は1,037名となっております。これまで利用した主な団体としては、学校法人石川高等学校、石川中学校、安積第二中学校、

矢祭町駅伝チーム、いわき健康歩こう会などの団体があります。

また、このクロスカントリーコースを活用した合宿の推進を図るため、鮫川村合宿受入協議会を立ち上げるとともに、県のサポート事業を活用した事業の取り組みをさせていただきました。本事業では、PRパンフレットの作成、大学等の駅伝チームへのPR活動を行い、クロカン合宿の有志のためのPR活動の取り組みをさせていただきました。このサポート事業につきましては、引き続き平成26年度まで実施する予定であります。

さらに、合宿の受け入れ推進のため宿泊費で500円、弁当代で100円の助成を行い、宿泊費で105名、弁当代で86名分の助成を実施しております。利用者の負担軽減を図り、より利用しやすい環境づくりに努めてまいりました。

本年度においては、豪雨による被害を最小限に抑える目的から、極小砂利の敷き砂利や流水処理の施設を整備し、走路面の土砂等の流出対策を施しております。

また、今年度からコース北側の国有林内に林間コースを整備し、夏の酷暑期間中においても練習が快適にできるコースの整備を計画し進めております。現在のところ測量がおおむね完了し、コースのアウトラインづくりを行っているところであります。林間コースが完成することにより、鹿角平クロスカントリーコースがさらに充実され、利用者の増加が期待されるところであります。

今後の課題であります。昨年の各大学へのPR活動の際、各大学の監督の方々から必須の施設として挙げられておりましたのが、先ほど申し上げましたようにトラックの整備であります。これについては、予算、場所の関係もありますので、今後の利用者数の推移や財政事情等を考慮しながら検討を進めてまいりたいと考えております。グラウンドの新設というんですか、この辺も皆さんで検討してまいりたいと思いますので、ご提案がございましたらご協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） ただいま村長のほうから、利用する方からの要望ということでトラックの整備という大きな問題が課せられたようでございますが、活性化を生むという大きな目的を抱えているときに、これは利用する人から直接私は聞いたんですが、現在は観光牧場のトイレを使っているようですけれども、やっぱり脱衣場、シャワーが遠いと、セットとしてそのコースの近くにつくっていただきたいなど、そういうような要望が非常に多いようです。財源等の問題もありましようから、なかなか、はい、来たりということにはいかないかもしれませんが、やはり村の活性化という大きな三文字を掲げているからには、そのくら

いの投資は利用者のプラスになるのではないのかなと思いますけれども、このトイレ、シャワーとか脱衣場、そういう問題に対して、現在、村長の考えがありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、議員おただしのトイレとシャワーにつきましては、今、既存の観光センターの施設を利用させていただいております。脱衣場は男女別に、小さいのでありますがつくらせていただきました。これは北の駐車場の道路側であります。こういった施設で、本当ならばコースの入り口付近に脱衣場あるいはトイレ、シャワー室の準備がよいのではないかと思います、トラックの新設、このあたりで皆さんに検討していただければなど考えておりますので、差し当たりは既存のトイレ、シャワー、そして昨年度設けました脱衣場をご利用いただくようお願いするしかないのかなと思っておりますので、ご協力とご理解をいただきたいと思っております。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） クロカンの発足当時といいますか、開設時にはチップを敷いておりましたよね。この前、観光牧場のほうにちょっと用事があったものですから行ってみたときに、道路側に砂利が光っているんですね。ことし敷いたというような話なんです、ある選手から言わせると、砂利というのは雨が降ったら流れちゃうんじゃないか、むしろチップだったら保水力もあるし、急傾斜等にある程度、毎年少しずつ敷けば保水力がさらにプラスされるから、練習する人には大きなメリットがあるのではないかなと。村では平たんなところに砂利を敷いたみたいだから、全線に砂利を敷くのかななんて利用する選手が漏らしたのを聞いておりますけれども、将来やはり全部に砂利を敷くということで考えているのですか。どうぞ。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 本当に申しわけないと思うんですけれども、チップの場合には余りに軽くて浮いてちょっとの雨でも流されちゃうんですね。それで、おさまるまで砂利とチップとの併用でという考えで、今回は差し当たり、砂利のおさまるのを待って、その上にやがて、理想的なのは、私は、足腰に負担のかからないチップのソールが理想だと思います。ですが、去年やったんですけれども、少しの雨でもみんなよさっちゃうんですね。ですから、ことしは路盤が落ちつくまで小さな砂利で、小砂利です、これで対応して、落ちついた暁にはその上にチップをとということで、チップのソールを今計画はしております。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） 今、クロカンコースがやっと軌道に乗りつつあるということですから、今後大いに利用者がふえるものと期待されますけれども、これからコース管理の中で一番大変なのは雑草対策ではないのかなという感じもするんです。下流には農地もあるものですから除草も制限されるということになりますと、草が老いるほど利用してくればこれにこしたことはないでしょうが、なかなかやっぱり時期的にそうもいかないということになると、雑草退治というのが一番大切かなと思うんですが、現在の考えをお聞かせいただきたいと思っています。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） ご指摘のとおりだと思います。今準備させていただいたのが乗用の草刈り機で、できるだけ早目に草を刈っていただきたいということで乗用の草刈り機を準備させていただきました。

あとは、売店の人たちをお願いして通常の管理をしてもらって、どうしても手に負えなくなったらシルバーの皆さんのお手伝いを受ける、こういったことで当面管理をさせていただきたいと考えております。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） これから林間コースも整備されていよいよ本格的にクロカンコースとして生きるわけでしょうから、もちろんPRといいますか、利用していただく宣伝といいますか、各学校あるいは隣接の地域にもそういう情報は流すべきだなと、それが行く行くは地域の活性化につながるのではないのかなと、そういうふうに感じておりますので、今後とも、村の対応をしっかりと私ども応援しますので、利用客がふえますようにご協力をお願いしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。日陰林伐採後の景観維持の考えについてお伺いいたします。

美しい村づくり事業での日陰林伐採事業は、村民のみならず道路利用の皆さんから、道路沿いのごみや草木がきれいにされていると、運転するドライバーからも気が引き締まる気分との高い評価を得ております。村が取り組んでいる無事故の目標の大きな要因でもあろうかと思えます。伐採後もこの景観を維持すべきと考えますが、どのような対応を考えておりますかお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 7番、星一彌議員の3番目の質問の日陰林伐採後の景観維持についてお答えを申し上げます。

まず、日陰林対策事業は、冬期間、路面凍結による交通事故を未然に防止するため、道路脇で日陰の原因となっている杉、ヒノキ等の山林の所有者に協力をいただきながら伐採をしております。

この事業は平成21年度から取り組み、5年となりました。これまでに村道菅ノ目線追木地内を初め11カ所の支援改修を行っております。今年度は、村道官沢・西山線の通称長坂地内です、今やっております。村道田尻・関口線の田尻地内、林道芦ノ草線の芦ノ草地内の3カ所を東白川郡森林組合に伐採委託を発注して、年内には伐採が終了する予定であります。国道、県道は平成18年度から、国道349号の強滝地内を初め11カ所の日陰林の対策が実施されております。

議員質問の日陰林の伐採後の跡地についてであります。24年9月の定例会においても産業厚生常任委員会の代表質疑でも答弁をさせていただきました。国道、県道、村道の日陰林対策事業で実施した土地は私有地であり、立ち木の伐採後の土地を村が植林や刈り払いをするわけにはまいりません。道路に覆いかぶさった場合には村が支障木として伐採することにしております。

日陰林対策については、現地での説明の際に、杉などの針葉樹の植林は遠慮していただくことや、やぶになった場合の刈り払いの実施も土地の所有者にお願いしているのが現在の状況であります。恐らく今後も日陰林対策事業は継続してまいりますが、跡地の管理については、今までどおり土地の所有者において管理をしていただくように村では考えておりますので、何か妙案がございましたらばご指摘、ご指導をいただければと思います。

以上で星議員の3番目の質問の回答とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） 当然、地主が刈り払うのが当たり前だと私も思います。ただ、日陰林というと場所によっては峰ぐらいまで刈っちゃたりね、あります。ですから、後は植林する人はいないと思います。ただ、雑木の場合、これは道路沿いは地権者といいますか耕地の持ち主が多少刈ると思いますけれども、やはり伐採したところまで全部刈り取るということはなかなか不可能じゃないのかなと、そういう感じを持ちます。

ということは、あと10年ぐらい過ぎると早く切ったところはまた雑木が生えて、クズフジが絡まって見通しが悪くなるということも懸念されますよね。私はそれを心配しているんです。道路沿いは多分シルバーでも刈ってくれたり、あるいは持ち主の人も刈ってくれると思いますよ、2メートルぐらいはね。ただ、それ以上は、景観を目的として日陰林を解消したわけですから、ある程度の、山の頂上ぐらいまで切った場所もありますよね、その勾配によっては。

ですから、切った後の管理というのはなかなか地権者も最後までは難しいのかなと、そういうふう感じておりますけれども、いずれにしろ、村民がやはり景観維持という基本に戻って今後も進めなければならないというのは基本であろうと思います。

これから財源もなかなか、国からののが厳しくなるということになりますから、一番いいのは個人で持ち主が刈ってくれれば、今村長が言ったように全く私も同感ですけれども、先ほど言ったみたいにそういう景観が失われる場所もあるのではないかと、そういうことを心配しておりますけれども、これから村の財源の中でいろいろ試行錯誤でそうした問題が出るのではないのかなと、地権者のほうからあるいは地域のほうからもあるのではないのかなと、そういうふう懸念もされます。その時点において村の明確なる答えを出していただきたいなど、そういうふう感じています。

以上をもちまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（前田三郎君） ここで5分間休憩します。

（午前11時34分）

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時40分）

◇ 関 根 政 雄 君

○議長（前田三郎君） 一般質問を行います。8番、関根君。

〔8番 関根政雄君 登壇〕

○8番（関根政雄君） 平成25年第5回9月定例議会におきまして3点の質問をさせていただきます。

第1点目であります。全国学力テストの結果と今後の対策についてであります。

文部科学省は、全国の小学校と中学校の全員参加の学力テストを実施し、その結果を公表

いたしました。本県は小中合わせて7教科で前回より順位を落とし、6教科で全国平均に及ばないという厳しい結果となってしまいました。

この学力テストの結果について本村の児童生徒の成績の結果はどのようであったのか、また、今後の学力向上に向けての方針についてお伺いをいたします。

○議長（前田三郎君） 教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 8番、関根議員の第1番目のご質問にお答えいたします。

平成25年度全国学力・学習状況調査はことしの4月24日に行われ、去る8月28日に公表されました。それによりますと、都道府県別の結果の発表がありました。学校別の公表はいたしておりません。村内の学校から教育委員会に報告のあった資料を概観しますと、1つ目、本村の小中学校の国語と算数、数学の学力は総じて全国平均あるいはそれを上回ってきているところもあり、幾分ですが右肩上がりの傾向を示しています。

2つ目としては、今年度の中学3年生につきましてはいずれの教科も全国平均を上回っております。小学校6年生についても全国平均を上回る教科もあります。また、本村の小学校の算数では、文章をよく読んで関係を把握することが不得手で、それは全国の傾向に似ております。

さて次に、今後の学力向上に向けての方針についてのおたしですが、所信を申し述べてみたいと思います。

第1点は、一般にテストの結果で一喜一憂しがちです。仮に思わしくない結果が出たとしても、それも子供たち、児童生徒が努力した汗の結晶ですから、まずは全面的に受け入れるようにしたいと考えています。けれども、反省、つまり厳しい評価はいつも必要だと思っております。本村では、よかったところはそれを一層伸ばし、そうでないところは鋭意、問題解決に取り組んでまいりたいと思っております。

2つ目として、この学習状況調査の狙うものは、これまでの伝統的な知識、理解、技能中心の学力から、課題を見つけ、その解決に意欲的に取り組み、自分の考えをしっかりと持ち、相手の人と伝え合う学力を目指すもので、学校での授業もそうした傾向を目指して今取り組んでいるところであります。

3つ目として、勉強や学問は、昔から学問に王道なしと言われてきましたが、楽な方法や近道はないと思っております。家庭の協力も得ながら、日常の生活で村の子供たちは全員当た

り前のことが当たり前に見える真っ当な生き方をさせる、そういう土台づくりをしながら学力の向上を今後も図ってまいりたいと考えています。

以上で関根議員のご質問のお答えといたします。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 本村の児童生徒は全国平均並み、さらには上回っているということがあります。また、教育長の3点目の中にも、家庭の協力が必要であるということと、当たり前のことを当たり前にするというその凡事徹底、これを徹底したいというのは教育の基本的なこと、特に家庭教育の基本だと思っております。

さて、今回の全国平均点数を都道府県別に見ますと、ご承知のとおり秋田県、青森県等々が、特に秋田県が断トツ首位であります。これには新聞報道でもされているようにさまざまな要因があろうかと思いますが、この全国上位ということを3年連続されていたというこの生徒の学力の向上に対して、教育長は秋田県のこの学力向上の仕方についてどのようにご認識を持たれているのかお聞かせください。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） お答え申し上げます。

全国学力調査の高い県、秋田、それから福井、富山、こういう3県について私は現職時代からよく存じております。特に私が関係したのは数学、算数の教科でございましたから、全国の先生方と研究会を開いたときに、簡単に申し上げますと教師集団が育っているということが1点であります。

これは余り新聞報道では知らないと思いますが、やはり指導する教師集団がよくなければだめだと思っています。そういう点で、子供たちに指導することと同時に、指導しなさいと言う自分自身がですね、あなたが悪いと指差したときに、私はいつもその3本は自分のほうに反省があるという立場で、村の先生方にも研究しましょう、反省しましょうということで、年に何回かみんなで共同して授業研究を進めている、これによって少しずつ村の先生方も頑張っているんだと、こんなことを少し心強く思っているところでございます。

以上です。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） さまざまな要因があって総合的に、秋田県は上位から40番ぐらいだったそうではありますが、長年かけて成績の向上に努められて、一つは少人数の学級、それから今、教育長がおっしゃるとおり教育専門監という方を置かれて、一つの学校でなくて

エキスパートを各学校に派遣されているということと、さらには教育の実態調査をつぶさにやられているということで、福島県は個々の危機的状況を各市町村と連携をとって次の打開策を定めると、こう県は言っておりますが、県とどのような打ち合わせをとるか、県の指導があるのか。

また、新年度はどのように学力向上に向けて、県の指導はどのように現在なっているのかお聞かせください。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 県の教育委員会とそれから町村の教育委員会はお互いにパートナーシップを結んでおります。姿勢としては、県の指導を受けるということではなくてもっと前向きに、私たちがやっていることにどう助言できますか、あるいは指導できますかという立場で進んでまいりたいと思っています。パートナーシップ、その中で福島県全体として共通理解を図らなければならないものはやはりこちらから出向き、あるいは一斉に集まっていたいて、一般の先生方の段階、それから校長、教頭の段階、それから専門的な指導主事の立場、そういう研修会を通してお互いに学び合うという形をとっております。

以上です。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 県の指導もあるけれども、村独自の教育方針をつくりたいという力強い答弁でありました。

地域の教育力、秋田県の場合に、児童生徒のアンケート調査をされると、学力向上、家庭内学習とか予習復習とかのアンケート調査をとりました一番最後のところで、地域の行事に積極的に参加しているかとの問いに子供たちが答えて、約78%が積極的に参加していると。これは全国平均レベルからいうと15ポイントぐらい上回っているようであります。

ここがやっぱり一番肝心なところで、学力向上だけでなく地域の伝統行事、さらには地域の方々と数多く触れ合っていきながら地域を語れる生徒をふやしていると、地域を自慢に思うような子供をふやしているというのが、総合的に全国順位を1位に押し上げた一つの要因かと思っております。私は、この村民こぞって毎年毎年開催されている内容が年々充実されていると思って高く評価をしております。

教育長に最後にお尋ねいたします。地域の教育力の向上、また子供の地域行事の参加等々につきましてどのようなご認識をされているのかお聞かせください。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 地域行事につきましては、全国的に見ると学校と地域が遊離していると、離れているという傾向にありますが、幸い、私ども鮫川村はちょうど地域行事等に参加できる環境にあつて本当にいいなと思っております。

しかし、現実的には、学校、特に中学校は部活動等でいろいろ忙しいということがありますけれども、できるだけそういう地域の方々と触れ合う子供たちにしようということで、学校と連絡を密にして取り組んでいるところでございます。できるものからやっていきたいと思いますということで、議員さんからもお話がありましたけれども、そういう点で前向きに検討してまいり、そして子供たちが地域のお年寄り、それから同じ子供たちにも触れ合う機会をたくさん、今後ともでき得る限り持っていきたい、こんなふうに考えておりますので、何とぞ地域での活動を議員さん、区長さん方にも今後改めてお願い申し上げておきたいと思っております。

以上です。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 安定的な学力の向上、そしてまたこの村を誇りと思つて愛することのできる子供をふやすというのは我が村の財産と思つております。平均的学力、平均以上ということにおごらず、今後また一つ、子供の将来のために宝物を育てる意味で邁進していつていただきたいと思つております。

以上、第1点目の私の質問を終わらせていただきます。

○議長（前田三郎君） 一般質問の途中であります、ここで午後1時30分まで休憩します。

（午前11時55分）

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時30分）

○議長（前田三郎君） 一般質問を行います。

8番、関根君。

○8番（関根政雄君） それでは、午前中に引き続きまして2番目の質問に入らせていただきます。村内主軸路線の改良の見通しについてであります。

本村には、交通の主軸となる国道が2路線、生活、通勤には欠かせない県道が縦横断をし

ております。これらの各路線のうち県道勿来浅川線の内ヶ竜地内は既に着工しておりますが、この県道の路線の将来的な改良計画、さらに国道289号線の路線がえ、それから急勾配の改良、さらに国道349号の各難所の改良計画について、福島県とどのように協議をして将来の交通網の整備を計画しているのかお伺いをいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の2番目の質問、村内の主軸路線の改良の見通しについてお答えを申し上げます。

福島県では、県南建設事務所所管の主要事業の説明と、市町村からは要望理由の説明をする事業調整会議が毎年開催されています。県南建設事務所からは浅野所長ほか関係部長、課長9名が出席して、ことしは7月23日に役場の正庁で行われました。村からは15カ所の要望を提出して意見交換を行いました。その会議の中で説明があった事業内容、村からの要望内容についてお知らせを申し上げます。

まず先に、主要地方道勿来浅川線については、赤坂西野の西地内の一部狭隘箇所は7月に整備が完了しました。本坂地内の2車線化の改良工事は9月下旬には発注される見込みで、今年度である本坂は全線が改良が完了する予定になっております。

続いて、内ヶ竜地内は、山林を掘削する改良工事とのり面を緑化する工事に分けて6月に発注されました。現在は、のり面の掘削を安全に作業するためと通行車両の保護を図るため、現道の脇に防護柵を設置しております。10月下旬には終わり、本格的に改良工事が始まるものと思われまます。

今後の整備計画では、内ヶ竜地内の全線完了は今年を含めまして3年程度を要するという説明がありました。その先の檜久保から遠ヶ竜地内までの未改良区間、約900メートルあるんですね、900メートルは内ヶ竜地内の改良工事が終わった後に早期着工するよう要望しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、国道289号の改良計画につきましては、福島県が作成しました地域ビジョンの中で、早期に広域的なネットワークの効果を発現するため、国道289号渡瀬工区、青生野工区の工事着手に向けた各種調査や用地取得等を推進すると明記されております。渡瀬工区は、渡瀬の信号機がある交差点から青生野小学校までの未改良区間約9,001キロについて、国道289号渡瀬バイパスとして整備されます。

改良計画の内容では、信号機がある交差点から関下の村道入り口までの約1.6キロを渡瀬バイパス第1工区として現道改良されます。その先からがバイパス区間で、既に2車線に改良されている村道をそのまま国道として利用します。その先の林道関口鹿角平線を通り、鹿角平観光牧場の東部を経由して姿平地内の国道349号に接続する区間を、渡瀬バイパス工区の2工区として改良を進めます。国道349号を姿平地内から青生野小学校まで、渡瀬バイパス3工区として改良する計画であります。

現在の進捗状況は、渡瀬バイパス1工区と3工区は、道路の法線を地権者及び関係者に示して説明会を開催し、了解を得ておるところであります。1工区は、今年度から用地買収補償に入り、橋梁下部工の工事に着手する予定になっています。渡瀬バイパス2工区については、道路法線の検討を行っております。26年度早々には関係者に説明できる図面ができると思われま。

以上が渡瀬バイパスに関する内容です。

次に、これが容易でない江竜田、深沢の工区ですが、江竜田地内から埜町の常世北野地内までの区間で急勾配、線形不良を解消する道路整備を検討するため、今年度から調査が始まり、9月末には地表地質調査が終わり、その後に概略設計を発注する予定であります。詳しい調査が行われますので、改良工事の早期着工を福島県に引き続き強く要望してまいりたいと考えております。鮫川村は、ここがこの289号の命であります。ここがしっかり改良されなければこの道路の意味が、私は、役目を果たすことができない路線だと思っております。

次に、349号の改良計画についてであります。

今年3月に鮫川バイパス3工区の改良工事が完了し、既に開通している2工区と合わせて約3キロが整備済みとなったことから、ことし3月27日に開通式が行われました。鮫川バイパスの全体計画で1工区として計画されている広畑から滝ノ下地内の狭隘箇所において、蕨ノ草地内までの区間1.6キロについて引き続き改良工事の早期着工を福島県に要望しております。また、強滝地内の未改良区間約400メートルと赤坂東野の大竹地内から青生野の姿平地内までの7.5キロについても、改良工事の早期着工を要望しております。

この349号の期成同盟会の会長は根本匠先生であります。政権交代のあったあの民主党の時代も、先生、大丈夫、たちまち復活するんですからということをお願いしておりました。先生もこの349号の改良には十分熱意を持って当たっているそうです。早期の改良が望めるんではと思っております。

村では、まめな暮らしを生かした村づくりを実現するためには交通網の整備が必要であり、村の主要幹線道路である国道2路線、県道5路線は住民の通勤通学及び公共施設への移動に重要な生活路線であります。今後も国道、県道を管理している福島県に対して未改良区間の整備と維持管理を強く要望してまいりますので、議員各位のご協力とあわせて一緒に要望活動もお願いをし、8番、関根議員の2番目の質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 我々どもも村民も難所とされる箇所についてご答弁をいただきました。本坂地内の未舗装部分が大変気になっておりましたが、今年度中にということで、そのような計画だということでもあります。

1点だけ、勿来浅川線の上地内、あの急カーブですね。毎年、日陰になるということもあって交通事故が相次いでおりますが、鮫川方面から下って行って戻ってしまう女性ドライバーが数多いということで、あの難所をどうにか改良できる方法はないかということで、前回、県議団の先生が来たときにもお話ししたとおりなんです。あの点について、深沢も改良されると、また浅川方面から上ってきますとあそこの急カーブが非常に難所で、大雪のときには必ずトレーラーと大型トラックが座礁してしまうということでもあります。ああいった細かい路線といえますか、大型改良バイパス工事とあわせて小さい工事の改良をどのように県のほうに要望されているかお聞かせください。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、上地内は日陰林が2カ所ほどございます。1カ所は今、大方済みなんですけれども、作業員がなく事業が遅延しております。松本典子さんの前の日陰林です。あれも今年度中には整備されるものと思っております。

あと、今議員おただしのは、高坂達雄君の急カーブではないかと思えます。これらも県議には十分話しております。1次改良済みというお話ですけれども、とてもあれは改良済みとは言えないと、何とか早い時期にということで、県議も十分理解しているようですが、なかなか予算の関係であそこまでは手が回らないということでもありますので、なお強く要望して実現してまいりたいと思えます。やはりあの急カーブはとても行き来には不便なカーブだと承知しております。

ありがとうございます。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 今後とも精力的な県への要望、それから総合的な角度からの改良に向

けての活動をお願いしたいと思います。

次に、最後の質問に移らせていただきます。1次産業の振興と担い手の育成についてであります。

農業の振興策として「ゆうきの郷土」が開所されて本格的な稼働が始まりました。この施設は、村内の農産物に付加価値をつけて、他産地の農産物との差別化により農家の所得増を狙うものと認識をしております。

しかし、本村の人口は減少の一途をたどり、農家の高齢化率は年々高くなり、後継者が完全に不足しているのが現状であります。これらの危機的状況を踏まえて、1次産業の担い手育成は村の総合的な振興にとって欠かせない施策と考えておりますが、村長のご所見、考え方をお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の3番目の質問にお答えを申し上げます。

1次産業の振興と担い手の育成についてであります。議員おただしのおりであります。少子化・高齢化問題は本村においてもまだまだ続いていく傾向にあり、懸念されているところでもあります。また、後継者不足問題は近年において各分野に及んでおりますが、その影響が顕著化しているのも特徴的であると思います。

1次産業のうち、とりわけ農業の担い手不足は議員ご指摘のように深刻であります。この第一義的な要因は国策によるものが大きいのではないかと考えます。中山間地の農業は、平地と比べて規模拡大や省力が難しいため、多くの手間がかかります。生産した農産物の価格が生計を支えるものにならないため、後継者が育つ環境になっていないのが現実であります。一方、畜産分野においては、村の地形や環境を生かし、多頭化の取り組みが成功した農家が数多くあり、熱心な和牛農家、酪農家では後継者が育っているようであります。

本村が農業を中心とした地域振興を考える場合、農作物の生産だけでなく、付加価値をつけて販売を行う農業の6次化に取り組むことがとても大事なことであります。また、有機農業を推進することにより、安全・安心でおいしい農産物であるというブランド化を図ることが大事かと考えます。今般、念願の豊かな土づくりセンター「ゆうきの郷土」が完成しましたが、有機農業の役割を胸に秘めています。これを一つの拠点として農業を魅力ある産業にしていくこと、このことが後継者、担い手育成のポイントだと私は考えております。

また、本村では東京農大との連携協定により学科実習や里山保全活動を受け入れております。また、大妻女子大などの学生が農業・農村体験のためにたくさん鮫川村を訪れています。この学生たちの感想を聞くと、農業は素晴らしい仕事であるとか、鮫川村の里山は心が癒やされる、食べ物がおいしいと言います。これらの農業・農村に興味を持っている若者をつなぎとめる仕掛けが私はとても大事だと考えております。

村では奨学金制度を設けていますが、葉貫地区の若者が牧場経営を目指すため大学に進学し、さらに北海道で実習を積んできました。現在、地元で着々と牧場の基盤づくりを進めているところであります。新規就農者として今後の牧場経営に期待を寄せているものであります。皆さんで支援をしながらこの若者を育てていきたいと考えております。搾乳からミルクプラントまで、農業の6次産業化を目指しております。とても楽しみであり、この人の動向が鮫川村の後継者の将来を物語ることができるのではないかと考えておりますので、皆さん方もぜひ事につけご協力をいただければと思います。

奨学金制度の活用を生かし、推進し、村から東京農大への進学を勧めて農業に熱意ある若者を育てることも、一つの後継者づくりかと考えております。これからの農業は、やはりしっかりと最高教育を受けた者でないとなかなか平畑の農業に対決することは難しいと思います。手間暇かけた農業で魅力ある農業をぜひ東京農大の学生が勉強で取り入れてもらいたいなど、そういう思いもあります。

今後、後継者不足の解消に向けて各界からご意見、ご提案をいただきながら次の施策を考えてまいりたいと思いますので、皆様方のご協力、ご支援もよろしくお願いを申し上げ、8番、関根政雄議員の答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 「ゆうきの郷土」が稼働して、9月、今月もう既に堆肥の生産が始まり、先ほど村長の同僚議員へ答弁にもありましたとおり堆肥が村内に販売されると。

まず、問題を大きく2つに分けてみると、一つは既存の農業の支援、現在農業をしている方々、それから、これから村内にいて農業を志す、先ほど葉貫の青年の話もありましたように、こういった現在村に住んでいて何とか農業で生活を立てたいという方への支援策というのはこれから一番必要なことであると思いますし、林業、農業はこれからの時代だと言われていても、実際、現実的にギャップがあり過ぎます。なかなか農業で食べていくというにはハードルが高過ぎる。

しかしながら、あの堆肥センターを何とか活用した農業に施策を転換して、現役を引退し

た方々でまだまだ10年や20年は農業をされる方もいらっしゃいますし、またUターン、それから新規農業で村内の青年たちで農業を志す方もいらっしゃるかもしれないと。まず一つは、村内のそういった農業で食べていくための一つの施策、アイデアを出し切らなければならないと思います。

何を言いたいかといいますと、既にテレビで見たかと思いますが、昭和村のカスミソウが年間4億円だとこの前テレビで報じられておりました。人口は我が村よりも少なくほぼ2,000人台の村であります、4億円という我が村の米の生産に匹敵する金額なのかなと思います、そういったカスミソウの導入ということでなくて、うちの村に合った魅力ある農業をこれから見出していかなくてはならないと思います。

そこで、今、村長のほうから大学との連携とありましたが、専門家、エキスパート、こういった大学との連携で、研究棟もあることですし、魅力ある農業の新しい基盤づくりをしなくてはならないと思いますが、あの堆肥センターを核として、また大学の研究棟を核として、村長はこれから3期目ですから、ほぼ外郭施設は完了しました。人をつくるのにどのようにお考えなのかご所見をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、花卉栽培、鮫川村はとても気候が、高冷地のために昼夜の温度差がある。昼夜の温度差があると、花は白と赤、黒、あるいはそういった色彩が鮮やかに出やすいそうです。ですから、昭和村のカスミソウなんかもそんな地理的条件を生かしながらの栽培で、あれも一朝一夕にできた産業ではないんですね。雪との戦いも担当ありましたし、皆さんの苦勞で今の昭和村のカスミソウの産業が成り立っているものと思います。

鮫川村も一時、今から20年ほど前、カスミソウあるいはカラー栽培もあったんですね。ここは何でもできちゃうんです。ですから、また次の作物のほうがいいのかなという浮気心なんですかね、最後まで頑張ってくれない。そういった何でもできる県南特有の気候があるのかもしれない。ですが、鮫川村は鮫川村の地理を生かした花卉栽培をいつかやってみたいなという私の思いがあります。

これは、花卉栽培というのは相当知識も必要ですし、栽培技術が必要なんですね。こういった栽培をするには、ハウス栽培は特にそうです、園芸ものというのはかなり知識が必要な部門であります。この辺をしっかりと経営していくにはやはり相当な知識が必要だと、そういった意味で、東京農大、大学の力をかりていくために堆肥センターの中に研修棟をつくらせていただいた。こういったものを学生にも利用していただきながら、しっかりと地元の皆さ

んにもものぞいていただきたい、若者と大学生との触れ合いの場もつくれば良いなと思っております。

それにはもう小学校から、中学校から始まらないと無理なのかなと。高校に行った人たちに、どうぞ奨学金を使って東京農大にどうですかと伺い立ててもなかなか、進路が決まっちゃっているみたいですね。ですから、小学校の子供たち、中学校の子供たちにもどうだべなと小さいうちから声をかけながら農業の魅力を訴えて、農業で自立できる農家、鮫川村は畜産農家が今頑張っていますが、そういった農家が花卉栽培でもハウス栽培でもできる地域ではないかと思っております。こういったことをぜひ東京農大の皆さんにもお話をしながら、花卉栽培あるいは有機農業にお手伝いをいただければなと考えておりますので、ご協力いただきたいと思っております。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 既存の農業者、それから新規就農者への支援ということで、そういった手法について村長にも前向きな答弁をいただきました。

今度は逆に、村外から我が村に定住したいと、そして農業を営みたいというそういった方、前にも同様の一般質問で何度か触れておりますが、堆肥センター、それから大学との連携、あの研究棟も活用、周辺には耕地もあると。村内には当然耕地は、遊休農地はかなりあると推測をしますが、一つの提案として、全国から新規農業者を公募し、なおかつ定住という条件をつけて、当然空き家があって定住の住居も提供する。こういった大学、それから農業者のエキスパート、地元就農者の農業塾なるものをつくり、そして全国から公募して、10人、20人というわけにはちょっといかならないと思っておりますが、そういった独身男性・女性、夫婦の方も大いに結構です、そういう方を全国公募して迎え入れてその受け皿をつくる、そしてさらにその方々には村に永住をしていただくというようなそういう制度、こういったものにこの中山間の鮫川村が率先して手を挙げて間口を広げれば、問題は山ほどあるかと思っております、そういった施策も必要なのではないかと提案をしますが、村長のご所見をお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の定住促進といいますか、農業者を誘致するとてもすばらしいアイデアだと思っております。そういった優秀な農家経営の者を村で受け入れて模範的な農業をしてもらおうと、必ず地域農業も活性化するのではないかと思っております。こういった方法もいろいろ予算が伴います。これも、一般に募集するよりは逆に東京農大あたりの学生たちに鮫川で農業をやってみないかという、そういった提案もおもしろいのでは

ないかと思っておりますし、この辺、皆さんと相談しながら、私は、実はことしキュウリの漬物のことでいろいろ議論を直売所のほうで交わしました。

キュウリは旬だとたくさん集まるんですね。そうでない時期にはほとんど、鮫川村でハウスの技術がまだないんですね。時期になってくると山と集まってきて捨てるようなんだと。この捨てるキュウリを有効に利用するには漬物に加工するのがいいんだと。私はいつも好きなのが「きゅうりのキューちゃん」で、今ピリ辛のがあるんですね。あの「きゅうりのキューちゃん」のピリ辛がとても好きで、あれが二、三個あればご飯のおかずなんて要らないぐらい私の好物です。こんなのをつくるためにはやはり技術者に二、三年鮫川に住んでもらわないと、指導いただかないと、でなかったならばその会社に若者を送り込んで、二、三年修行してくればまた率先してその方法になって、こういった大きい投資がこの鮫川村の農業の改革には必要ではないかと考えております。

ぜひそういった関根議員の優秀な技術者を鮫川村に取り入れて支援しながら、鮫川農協も一緒に、農業の皆さんも一緒に伸びていくんだという発想が私もすばらしいことだと思います。この辺は議会終了後、皆さんと一緒に話し合いをしながら、村農業の展望の、また第4次振興計画も来年度から態勢に入ります。こういった中でできれば生かしていくような、農業のためには必要な手法ではないかと考えておりますので、皆さん方のそろってのご意見とご提案をお願いしたいと思っております。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 地域を大きく変えるのは若者、それからばか者、よそ者とよく言われますが、私どもはもともと自然薯でここにずっと住んでいた者であります。一生懸命やるかどうか支援していただいて、総合的に農業が振興されれば、私どものような商工業、それから他産業にも大きな影響を与えるということで、ぜひとも前向きに振興計画を村民の意見をお聞きして構築し、さらには新年度の事業の計画に役立てていただきたいと思っております。

以上で3点の質問を終わります。

◇ 前 田 武 久 君

○議長（前田三郎君） 11番、前田武久君。

〔11番 前田武久君 登壇〕

○11番（前田武久君） 私は、今回の定例会において2点について一般質問をしたいと思

ます。

まず1点目、文化財の指定と保存について。

文化財の指定、保存、活用対策について、指定された有形文化財、無形文化財を種別ごとにお知らせ願いたい。有形文化財については、現状を適切に保存し後世に長く残せる状態にあるか否か、今後指定されるべき史跡についてもお伺いをいたします。教育長に答弁を求めます。

○議長（前田三郎君） 教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 11番、前田議員の1番目のご質問にお答えいたします。

鮫川村の指定文化財の状況は、福島県指定文化財が2件、鮫川村指定文化財が9件となっております。福島県文化財の内訳は、重要有形文化財が1件、天然記念物が1件となっております。鮫川村指定文化財の内訳は、無形民俗文化財が1件、史跡名勝天然記念物が3件、有形文化財が5件となっております。

次に、個々の文化財の指定と保存状況についてご説明いたします。

まず、県指定の重要有形文化財であります。昭和49年5月指定、大字富田字彦次郎、東光寺の木造薬師如来立像についてですが、お堂の中の専用の入れ物に安置されているため、目立った傷みなどはなく良好です。

同じく木造金剛力士立像については、薬師堂の中に安置されておりますが、経年による傷みが激しく、自立ができない状況にあります。平成26年度、27年度の2カ年にわたり専門家に依頼し修復を予定しております。

次に、昭和28年10月指定、天然記念物の大字西山字宝木の西山のイチイですが、特に大きな傷みなどもなく、現在、保存状況は良好です。

次に、鮫川村指定文化財について説明いたします。

まず1点として、昭和48年1月村指定、無形民俗文化財、大字渡瀬字江竜田、渡瀬の獅子舞についてですが、舞い手である子供の人数が減ってきており、一般にお披露目する機会は今のところありませんが、保存会の皆様が衣装や道具の虫干しをし、定期的に行っており、使用にたえ得る状況にあります。

2つ目として、昭和51年8月村指定の大字渡瀬字木之根、渡瀬村救荒修祭記碑についてですが、囲いがあるため傷みも少なく、おおむね良好な保存状態です。

3つ目として、同じく大字西山字折戸、追分石については、表面の文字が見えづらくなっておりますが、自立し、保存状況も良好です。折戸集落の皆様により定期的な草刈りが行われております。

同じく4番目として、大字富田字反田、越惣太郎就縛の地については、東日本大震災により土台部分から上方の石碑が10センチほど横ずれしましたが、もとに戻し、その後、特に変化はなく保存状態は良好であります。

次に、村指定有形文化財についてご説明いたします。

1つ目は、昭和54年3月指定の大字赤坂西野字大塩、木造楊柳観音菩薩坐像についてですが、定例的に堂内の清掃を行っており、保存状態はおおむね良好です。

2つ目として、大字赤坂西野字上、切石観世音については、建物の軒先で多少雨漏りがありますが、観世音自体の保存状態はおおむね良好です。

次に、昭和60年6月指定、大字西山字折戸、折戸阿弥陀三尊像については、折戸集落の皆様が管理されており、保存状態は良好です。

3つ目として、大字富田字彦次郎、富田薬師堂については、大きな損傷もなく管理も行き届いており、保存状態は良好です。

4つ目として、大字渡瀬字木之根、赤坂家長屋門については、おおむね良好な保存状態です。

以上が村指定文化財の指定、保存状況です。活用対策につきましては、現在、村のホームページで詳細に文化財の公表をいたしております。また可能であれば、所有者、関係機関の了解を得た上で、県指定文化財の一般公開などを実現してまいりたいと考えております。

次に、有形文化財についてでございますが、現状を適切に保存し後世に長く残せる状態にあるかということではありますが、村の指定文化財の状況についてはただいまご説明申し上げたとおりであり、修復が必要なものについては修復を計画しており、現時点では特に大きな問題はないと考えています。しかしながら、今後、経年、年月を経るに従って劣化が避けられないものがあると思います。これらにつきましては、経費の問題もありますが適宜対応してまいりたいと考えています。

今後指定されるべき史跡についてのことではありますが、赤坂館が検討対象になってくるのではないかと思います。現在、赤坂館は館山公園整備事業で植栽が進んでおり、遊歩道の整備計画もあるようで、指定につきましては、整備が完了してから指定するなどの時期の問題や、指定する箇所などを村長部局とともに十分協議し、村の文化財保護審議委員さんのご意

見を頂戴しながら検討してまいりたいと思っています。

以上で前田議員のご質問のお答えといたします。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 教育長に再質問でございますが、助成についてでございます。

有形文化財の認定者に対して現状において不十分な点があるとするれば今後どのような対策を考えておられるか。過疎自立促進法の中で、平成23年から27年までの5カ年間、約100万の助成費が見込まれておるはずですね。それで、23、24年が経過しておるわけでございますが、それらの助成費の運用、助成の実際の状況についてどのようにされておられるか。

それと、先ほど県の指定文化財、富田の木造の薬師如来立像ですが、それらが今後修復の見込みであるということでございますが、どのような修復をされて保存されるのか、その点についてお伺いします。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 課長に説明いたさせます。

○議長（前田三郎君） 教育課長。

○教育課長（小松 毅君） それでは、まず東光寺の木造金剛力士立像の修復計画についてご説明させていただきたいと思えます。

実施期間は平成26年と27年度を予定してございまして、予算的には今のところ570万ぐらいで、280万、280万で2カ年にわたって予定しております。

木質剥離どめということで表面にアクリル樹脂とかを注入して強化しましたり、それから補修、それからなくなっている部分の欠損部分についてもそれに補強するとか、それから色合わせなどを専門業者に委託して、2年間にわたって行う予定になっております。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 文化財の修復となればこれは専門技術屋に依頼されるかと思えますが、それらについて26年、26年というと来年ですね、来年、再来年というふうに計画されている業者の選定とかその修復の見積もり状況、それから完全修復の見込み、そのような状況はどう把握されているかお伺いします。

○議長（前田三郎君） 教育課長。

○教育課長（小松 毅君） お答えいたします。

まず、業者等につきましては、これから県のほうに修復計画という申請を出して承認を得なければならなくなっておりますので、その後に業者の選定とかが実際に行われることにな

るかと思いますが、現段階で予定しておりますのは、新潟県にあります仏像文化財修復工房というようなところに対する予定ではおりますが、確定するのは県の申請が終わってからでございます。

その後、それから修復の完成の見込みでございますが、大体今の全体事業費で県の補助金を3分の1いただいて、先ほど申し上げましたように570万近くの金額がかかりますので、これで修復すれば仏像はきちんともとのとおり復元できるものと今のところ考えております。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 先ほど答弁漏れしているんですけども、県の指定文化財が2件、それから村のが有形から史跡等を含めて9件ありますね。それに対する助成、先ほど私が質問したことに答えていないんですが、それらについてお答え願いたいと思います。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） この文化財に対しての助成は、一つは渡瀬の獅子舞、これにつきましては、いろいろ虫干ししたり、そういうときに修復したりするために3万円程度の助成を現在しております。そのほかについては現在のところありません。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） そうすると、23年、24年は3万くらいの助成だけしかしていないということですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○11番（前田武久君） 年間20万の予算をとっているんですね、5年間で100万ということですけども。

それで、そのほかに先ほど私が述べたようになんかなり所持者は、恐らく村が主体とそれからその文化財所持者が主体というふうになっていると思うんですよ、その助成の主体者はね、村の指定文化財を保存するにおいて、そういう保存状況を守るために資金が必要な所持者がおると思うんです。そういう人たちに対しての状況把握というのは全然していないんですか。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 状況把握については毎年行っておりますが、諸事情によりましてどうしても要望のあるところ、具体的に申しますと、江竜田のほうからはぜひお願いしたいという要望があって、そういうふうになっています。その他については、やはり今ご指摘のとおり、今後せざるを得ないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） これはちょっと通告はしていませんけれども、教育委員会のほうに関係がありますので申し上げますが、民俗資料館の資料ですね、かなり保存状況が悪いというふうに私は見受けておるわけでございます。それで、展示場にも展示されずに倉庫に眠っておるといようなものに対して、そういう予算とか経費とかというのは教育委員会では全然見ていないんですか。

○議長（前田三郎君） 教育課長。

○教育課長（小松 毅君） お答え申し上げます。

民俗資料館につきましては、今、収蔵品として民俗資料が462点、それから古文書が6,596点、収蔵庫に保管されているような状況であります。

それから、こちら側の、前に図書館に利用しておりました事務所につきましては、NPOの清水さんのところとそれから農林課のほうで、放射線測定とかということで今利用しております。今のところ、教育委員会のほうでの資料館の活用としましては収蔵庫に保管しているという状況です。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 倉庫に眠っているその資料ですね。これは当然、前にも我々同僚議員たちで歴史民俗資料館を視察に行つて状況を見聞したんですけれども、私、けさほどまた見てきたんですね。壁の剥離ですか、以前に見たときと状況は全然変わっていない。ただ、天井が一部、天井板がちょっと改修されたくらいであつて、展示物も、ほとんど倉庫の中のものには運び込まれていない状況であります。

それで、場所も狭いせいかそういう状況もあると思うんですが、2階の鉄筋コンクリートづくりで内側のクロスが剥がれた状況、それから中にある絵画も下がったまま、それから書庫ですね、兼用になっておるんだかどうかかわからないけれども、もう雑然としておるといような状況で、あれは歴史民俗資料館としては一般住民の公開対象にはならないと思うんですよね。まことに遺憾な状況にあるというふうに考えるわけでございますので、あれらを速やかに民俗資料館らしい状況にしてやっぱり村民に展示するべきだと思つてはいるんですけれども、その点について教育長、答弁願います。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） まことにおっしゃるとおりでございますが、ただ、言いわけではございませんが、過去において図書館とか、それからほかにも現在利用しているということで、

どうしても教育委員会も人手不足ということで、そういう点では大変ご心配をおかけしたかと思えます。

以前も屋根が、平らな屋根であるためにどうしても雨漏り等があったりして、そのままでは難しい状態にありましたけれども、十分今後検討いたしまして、村民の皆様、それから関心のある方々にお見せできるように今後努力してまいりたいと思っています。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） それから、教育長にお願いしたいことは、昭和46年に文化財の村の条例が作成されたわけですね。それから数十年たっておるわけですが、それ以降、先ほど言われた県の文化財指定が2件と村の指定が9件というようなままで恐らく来ていると思うんですが、そのほかにまだまだ指定される文化財が掘削できるかなというふうを考えておるわけですので、その点もやはりこれから、本村も歴史の古い村でございますので、その辺努力して、史跡掘削をお願いしたいと思います。

それと、文化財のマップですか、それらは本村にあるんですか、ないんですか、それをお聞かせください。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 教育委員会としては小さいのがございます、文化財関係。ただ、一般に……

〔「一般には公開していない」と言う人あり〕

○教育長（奥貫 洋君） いや、公開はしてあるんですが、印刷部数も少なく、現在、事務局には置いてあります。小さいマップでございます。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） やっぱり一般村民、それから地域の方々、ましてやそういう文化財に興味のある方々のお手元に届くようなマップ、写真とか由来とかそういうものの載ったマップを作成するべきだと思うんですね。

それと、先ほど館山公園の文化財指定、史跡の指定ですか、それらについて今計画されておるといようなことですが、これは文化財審議委員の方々からも私のほうに要請がありまして、何とかこれを実現するように執行者の答弁を求めたいというようお願いがありますので質問するんですが、年に2回くらい審議委員会は開催されていると思うんですけれども、計画では3回となっていると思いますけれども、その審議会の審議内容についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 文化財審議委員会につきましては年に2回程度開いております。具体的に文化財の保存等について熱心に話し合っておりますが、特に文化財審議委員の方々はこの鮫川村の館山については大変関心をお持ちであります。そういう中で、現在、村指定から県指定、そんなことを考えて協議しておるところでございます。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 館山の文化財指定となれば、これは指定されたからかなりの助成金が来るとか、それから村の補助が減るとかというような問題ではなくして、史跡の価値感、それとその史跡に対する、文化財に対する関心が高まるというふうに考えておりますし、ひいては、百年の森づくりで現在開発を進めておるわけですが、それらにさらに拍車がかかると、村のイメージアップにつながるということで、ぜひとも早い時期に、これは村の指定もされていない、昭和46年から設置条例があつて、それであの館山というのは、村長もよくわかっていると思うんですけれども歴史の古い、由緒のある史跡であるわけでございますので、本当はもうとうに文化財指定にすべきであつて、村の文化財指定にされて、そして県の文化財というような指定は当然、そういうふうな申請は急ぐべきであつたと思うんですが、教育委員会としてひとつその辺はこれから早急に進めるようお願いしたいと思います。これは審議委員のほうからの要請もございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、館山公園、今、文化財指定ですとなれば当然主体が、今開発している主体は農業委員会というふうに聞いておりますが、これは教育委員会が行く行くは主体になるべきだと思うんです、あの辺の運用の主体はね。そういう面でどのような考えを持っておるか教育長にお願いします。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 指定となればそういうこともございますので、十分広く意見を聞きながら、できるだけ皆様方のご要望に応えられるように努力してまいりたいと思っております。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） あのね、教育長、もう少し積極的な答弁をお願いしているんですよ。指定となればとか進めていきたいとかでなくして、部局にある審議委員会が求めているんですよ、強くね。だから、本当は申請過程をちゃんと答えてほしいんですよ。どのような申請をしているんだか、次に文化財にはいつごろ指定される見込みがあるのか、そういうことまでちゃんと我々に答えを出してほしいんです。そんないいかげんな答弁では私たちは納得

できませんので、村民の人たちもいら立ちますよ。そういうことじゃ承知しませんので、ちゃんとした答えを出してください。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 具体的に審議委員の皆様方お一人お一人はいろいろなご意見をお持ちなんです。ですが、委員会として答申するとかなんとかというところまでは至っていないものですから、しかるべき委員会を開いてそういう答申があったときには積極的に進める、あったときはじゃなくて、積極的に進めてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 教育長さんの答弁は前向きな姿勢であるということでございますので、その辺で一応この件については打ち切りたいと思います。

次に、2点目の執行者の職務権限について。

村長部局、教育部局の職権運用について尋ねます。教育委員会は、教育行政だけの特定部門の範囲内についてだけしか権限がないのか。

しかし、知事や市町村長は、特定部門を除いたその他の都道府県や市町村の仕事の全てについて一切取り仕切っており、全責任を持って行政の采配を振るうことができる。議案の提出、予算の執行、税の徴収、決算の提出・承認、金銭の監督、財産の取得・処分、施設の設置・管理、古い施設の廃止、公文書の保管、村の仕事となるもの一切をとり行うなどの権限を持つ中で我々が最も重視するのは、地域住民の生活向上のための仕事を進める権限を行使することであります。

去る7月24日、教育行政が村民から寄せられたささやかな願いが、住民のためとして、8月13日、休館予定であったプール開設決定を約束され、村長に教育委員会が施設利用許可を申し出されたところ、村長に許可が得られなかったと。その理由について村長にお尋ねいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田議員の2つ目の質問、執行者の職務権限についてお答えを申し上げます。

施設の管理運営方法につきましては、村民のニーズ、施設の設置目的、効果・効率などと

ともに地域の文化、慣習なども考慮し、小さな自治体なりの方法を考えていくことが大切であると思っています。報道によりますと、東京都はバスの24時間運行を計画しているとのことですが、これは東京だから必要であり可能だということでもあります。

第3次鮫川村振興計画の策定の過程の中で、鮫川村はコンビニ的な24時間年中無休を求めるものではなく、これからは自然環境と調和した環境に優しいまめな暮らしをしていくことが大切であるという議論が、住民参加の委員会でもされております。

このようなことから、可能な限り各施設についても、お盆期間については休業していてもよいのではないかと考えております。ただ一方で、お盆期間でも働いておられる村民もおります。特に、子育て中の親御さんでお盆中も仕事があるという方もおられます。鮫川こどもセンターは、お盆中も希望される保護者のお子様をお預かりしております。また、児童クラブもことしから、保護者の希望がある場合はお盆中もお預かりをしております。

さて、議員ご質問の前段の教育委員会の職務権限に関することについては教育長より答弁いたします。

後段のお盆期間中のプール利用の不許可の理由についてのお尋ねですが、さきにも述べましたとおり、鮫川村はお盆期間中ぐらいは各施設とも休業してよいと考えておりますので、既に広報などで村民にお知らせしたとおり、休んでよいと指示をいたしました。トレーニングプールは、毎年、夏休み期間中にお盆休みを除き無休で利用者の便宜を図っております。夜間についても、利用がないという日もありますが開放しております。現時点では、このような運営方法で大方の村民の皆様のご理解は得られているものと考えております。

なお、村民の皆様のニーズを常に把握することは大切であります。いろいろな機会を利用してニーズを把握し、適切な施設の運営方法も今後を行ってまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上で、11番、前田議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） これについて教育長も答弁できれば教育長にも。

○議長（前田三郎君） では次に、教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 教育に関する地方公共団体の長の職務権限と教育委員会の職務権限については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定されております。この法律の24条に教育に関する長の職務権限というものが規定されております。また、23条に教育委員

会の職務権限が19項目にわたり列挙されております。また、30条には、「地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、」体育館、プール、運動場、文化会館、民俗資料館などの「教育機関を設置することができる。」と規定されております。

農業者トレーニングセンタープールの事例に即してご説明いたします。

農業者トレーニングセンタープールの設置者は、30条により村長であります。そのプールを条例により教育委員会が管理を委任され、日常の運営を行っております。教育委員会が委任を受ける根拠は23条の第1号で、教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、学校その他の教育機関の設置、管理、廃止に関することを管理し及び執行することとあります。これは、村長が設置した農業者トレーニングセンタープールについて、管理の委任を受けた教育委員会が地方公共団体の執行機関として事務を行うという趣旨であり、これらの事務処理に当たっては村長の決定を要するものもあるということでもあります。

従来から、お盆休みなどの臨時休業につきましては、役場、診療所、手・まめ・館、さざり荘など村のほかの施設の状況や例年の利用実績などを勘案し教育委員会が起案し、法律の趣旨に従い設置者である村長が決裁をしております。今年度も13日、14日をお盆休みの臨時休業とし、7月15日発行のほっと通信、8月1日発行の広報さめがわで村民の皆様に周知をさせていただきました。

来年度以降、臨時休業につきましては、村のスポーツ関係者、学校関係者などの幅広い意見をさまざまな機会に頂戴し、決裁権者である村長と協議しながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 日本の地方自治制度の特徴の一つは、都道府県の知事や市町村長を都道府県議会や市町村議会の議員の選挙と同じように住民が選挙で選ぶ大統領制をとっている点であります。これはアメリカの大統領制と同じだと思います。もう一つは、知事や市町村長への権力集中を防ぐために幾つかの行政委員会を設け、執行機関の多元主義をとっている。

この2つの基本原理のもとに市町村の行政が運営されていることは村長も承知していると思われるが、村長のご所見を伺いたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） そのとおりでありまして、村長の職務、教育委員会の職務は十分理解しているつもりであります。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 村長のほかに、同じ執行機関として教育委員会、先ほどの行政委員会の中の教育委員会というのもあるものですね。これは、村長の権限を適当に分散して権力の集中による独裁化を防ぐためのものであります。そういうことは教育長も十分承知されていると思います。

ここに私に寄せられた一通のはがき、これは7月23日に着信したのですが、一部を読ませていただきたいと思います。「前略、議会だよりいつも読ませていただいております。」注釈して読み上げますので全文は省略いたします。「単刀直入にお願いがあります。どうして、どんな理由でお盆の13日、14日プールがお休みなののでしょうか。かつて議員がさぎり荘の運営について質問されておりましたが、全くもって同感です。多くの村民もまたしかりです。住民サービスのかけらもない状態ですから、こんな不思議がまかり通っていたら鮫川村の恥です。」要約します。「鮫川村への愛着心など育ちませんよ。プールの運営主体は教育委員会かと思いますが、議員のお力で何とかありませんか。7月も終わりに近い今となってはもう間に合いませんでしょうか。」というようなことでありました。

この件について、可能な限り住民サービスに報いられればと思い教育委員会にお願いしたところ、教育長、課長、担当係長が協議の末、みずからの判断と責任で8月13日開設決定の約束をいただきました。直ちに教育委員会では施設使用許可権限を持つ村長の決裁を求めたところ、許可されず申しわけないと私のところに報告に来られた。権力集中、内政干渉も甚だしいと思われるが、村長、いかがか答弁を求めます。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） そのお叱りの真意がわかりません。村長が許可をしてお盆の13、14日を長い間休みにしている事業所であります。わずかではありますが、匿名の一人の意見のために村政が左右されるようなことは私はあってはならないと思います。

こういった要望がある場合には、その要望に合わせていろいろ調査も必要であります。今後、小学校、中学校、そして地域の皆さんの要望を取りまとめながら来年度以降に反映するのは、それは適正であります。7月15日にはもう既に今年度のプールの利用についてほとと通信でお知らせをしております。7月23日のそういった匿名の文書を持って教育委員会に行って、議員さんは匿名の文書でやって、持ってきた本人は議員という身分がありますが、

それはそれで通ると思いますが、匿名の一文書を扱って行政がどうこうされるようでは私にはならんということで、何を考えていると持ってきた係員をして中止させたところであります。

詳しくは、今、課長が出席しております。課長のほうから経過の説明を詳細にお話ししていただければと思います。議長、よろしいですか。

○議長（前田三郎君） 教育課長。

○教育課長（小松 毅君） ご説明申し上げます。

7月下旬に、24日ですか、公民館に前田議員さんがお見えになられ、お盆に帰ってきた孫とプールで遊びたいからお盆期間中プールを開放できないかとの要望が匿名の手紙であったとのお話をいただきました。

それで、今年度は既にお盆休みについては村民に周知をしており、また監視員の手配も困難であり難しいとのお話を最初にさせていただきましたが、議員さんのほうから何とかその要望に応えられないかというお話がずっとありまして、そこで、人の手配もお盆中であり難しいが、何とか13日のほうだけでもあける方向で検討はしてみたいというようなことをその場でお伝えしたと記憶しております。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 教育委員会は公平、中立な立場で住民生活に身近な仕事を進めていく特別な執行機関であるはずであります。委員会の権限について、ひとつ教育長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） ただいま課長のほうからお話し申し上げたとおり、事の次第はそういうことではありますが、教育委員会としては、特に夏休みのプールに関して言えばですね、私の個人的な考えとしては、13、14日は宗教的な、家族的な過ごし方がある日だと思いますので、やはりそういうことが一番過ごし方としてはふさわしいのではないかと、こんなふうに思っております。

ただし、先ほどのご要望もあるということですので、できるものならそういう希望もかなえさせてやりたいというふうに思っております。

したがって、今後はやっぱり広く意見を聞いて、教育委員会としてもきちんとした対応をとっていきたいなと思っております。現在はどこも、大体多くの市町村はお盆の3日ないし2日間は、13、14、15日というのはそういうのはお休みをしているのが現状であります。

以上であります。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 私は、教育長、強要してお願いしたわけではないということは承知しておると思うんですね。それで、教育長を初め、いや、それはじゃ何とかできるというようなもとお約束をいただいたわけですね。そういう13、14日が特別な日だから休むべきだというような教育長の気持ちを聞いているわけじゃないんですよ。教育委員会の執行者としての権限をどう考えているんだということを私は質問しているんです。

行政委員会としての独立した権限を持っている教育長、教育委員会、当時の執行者でしょう、あなたは。その執行者の権限についてどう思っているのかということを私は質問しているんです。そのことについて答えていないですね。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） この件に関して申し上げれば一番最初のとおりでございます。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 先ほどの村長の答弁では、教育長の答弁もそうですが、これから検討して来年はどう進めるかを決めたいというような答弁でございますので、その辺で。

決して匿名であっても内容が、これは誹謗中傷の内容であればもう取り上げなくても何でも、これは私もそんなこと、私の判断でそういう要望はしませんよ。しかし、これは村民のため、村民のささやかなその願いをかなえられないような行政機関であっては、私は、これは余り人情の通った行政ではないなというふうに考えておりますので、その点をよく考えていただきたいというふうに申し添えまして、以上で一般質問を終わりたいと思います。

○議長（前田三郎君） これで一般質問を終わります。

ここで5分間休憩します。

（午後 2時51分）

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時58分）

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（前田三郎君） 日程第4、報告第5号 平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

[議世事務局長朗読]

○議長（前田三郎君） 本件について報告を求めます。

村長、大樂勝弘君。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） それでは、報告第5号 平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてのご説明を申し上げます。

議案書の1ページをごらん願います。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して報告するものであります。従来は決算の承認の議案にあわせて報告していたものを、今回から別建てで報告することとしたものであります。

本村の財政指標はいずれも健全化基準を下回っていることを報告するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田三郎君） ここで、平成24年度健全化判断比率及び資金不足比率について審査意見書が監査委員から提出されておりますので、審査の結果について報告をお願いします。

代表監査委員、齋藤實君。

[代表監査委員 齋藤 實君 登壇]

○代表監査委員（齋藤 實君） 議案書の2ページと3ページでございます。

最初に、24年度の財政健全化審査意見書であります。

審査の概要としましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、村長から提出された健全化比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼としております。

審査の結果であります。総合意見としまして、審査に付されました平成24年度の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。

この表の中でマイナスになって表示になっておりますが、これは基準以下ということで算出されなかったという項目です。

右端が、これは健全化の指標となります率でありますパーセント表示ですが、これ以下であってほしいということでありまして。

この表の中の1番が実質赤字比率であります。これは24年度マイナスになっておりますの

で、これは赤字ではなくて前年度同様に黒字で実質的に計算されておりました、健全化基準の15.0%を下回って良好な状態を示しているということでもあります。

同じく2番目が連結実質赤字比率であります、これもマイナスということになっておりました、前年同様黒字の、連結実質赤字がなくて早期健全化比率の20.0%を下回っておりますので、これも良好な状態であるということでもあります。

3番目には実質公債費比率の表示であります、これは8.1%となっております。早期健全化の比率は25%でありますので、これは基準以下ということで、これも良好な状態であると判断されます。

その次、4番目になりますが、将来負担比率であります。これは算出されておられませんということで良好な状態を示しております。

これに対して、全体的な問題としまして是正改善を要する事項はございませんでした。

次に、3ページになりますが、これは資金不足比率の審査意見書であります。

審査の概要は、若干法律の中身が違いまして、22条第1項の規定により実施しております。対象となります特別会計は、簡易水道事業特別会計と集落排水事業特別会計の2点であります。

審査の結果ですが、総合意見としましては、審査に付された公営企業における実質収支の状況で、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。

その次に下のほうにいきます。(2)番ですが、個別意見としましては、資金不足比率については平成24年度の上記両会計とも資金不足が生じておらず、経営健全化基準の20.0%を下回っており、良好な状態を示しております。これにつきましても是正改善を要する事項は特にございませんでした。

以上です。

○議長（前田三郎君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第5号の報告を終わります。

◎議案第67号～議案第71号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第5、議案第67号 鮫川村企業立地促進区域及び避難解除区域等における固定資産税の特例に関する条例から日程第9、議案第71号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例までの5議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第67号から議案第71号までの5議案につきましてご説明を申し上げます。

まず最初に、議案書の4ページをお開きください。

議案第67号 鮫川村企業立地促進区域及び避難解除区域等における固定資産税の特例に関する条例についてご説明を申し上げます。

本条例は、福島復興再生特別措置法の規定により、企業立地促進区域において平成28年3月31日までの間に企業立地施設等を設置した者に対しまして、建物及び償却資産並びに土地に対する固定資産について5年間にわたり課税免除の措置を講ずるための条例であります。

6ページをごらん願います。

議案第68号 鮫川村税条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

この一部改正条例の内容は、地方税法施行令及び地方税法施行規則の改正に伴い、公的年金に係る所得に係る個人の村民税の特別徴収について、公的年金等に係る所得に係る特別徴収税額または特別徴収税額の変更があった場合の取り扱いについて定めるものであります。

また、上場株式等に係る配当所得、譲渡所得等に係る村民税の課税の特例についての計算方法等を定めるものであります。

次に、9ページをごらんください。

議案第69号 鮫川村税特別措置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この一部改正条例は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体を定める政令の一部改正により、課税免除の措置が受けられる企業立地促進法第5条第5項の規定による基本計画の同意の日の期限を平成26年3月31日まで延長するための改正であります。

10ページをごらん願います。

議案第70号 鮫川村復興産業集積区域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この一部改正条例は、福島復興再生特別措置法の一部改正に伴う引用条項のずれ部分を改正するための条例であります。

次に、11ページです。

議案第71号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この一部改正条例は、地方税法施行令及び地方税法施行規則の改正に伴うもので、上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例の改正、上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例の新設などの改正を行うものであります。

以上で議案第67号から第71号までの説明とさせていただきます。議案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（前田三郎君） 議事日程の訂正がありますから、事務局長から訂正させます。

事務局長。

○議会事務局長（増谷隆夫君） 議事日程第1号の訂正をお願いします。

1ページからです。真ん中より下です。日程第10、議案第72号の次の日程が第12に飛びました。申しわけございません。議案第73号を日程第11とし、全て繰り上がって、2ページの一番最後が日程第27に訂正をよろしくお願いします。

以上です。

〔「後で差しかえて」と言う人あり〕

○議会事務局長（増谷隆夫君） 差し替えさせていただきます。

◎議案第72号～議案第80号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第10、議案第72号 平成24年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第18、議案第80号 平成24年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出認定についてまでの9議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

[議会議務局長朗読]

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第72号から第80号までの9議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

決算の事業費内訳等につきましては、別冊の「平成24年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書」並びに「主要施策の成果及び予算執行の実績」をごらん願いたいと思います。

初めに、議案第72号 平成24年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてご説明をいたします。

決算書の4ページをごらんください。

平成24年度の歳入歳出決算額ですが、歳入総額は42億8,394万4,625円、歳出総額は41億4,478万97円であり、歳入歳出差引残額は1億3,916万4,528円となっております。このうち繰越明許費が3,316万8,000円で、単年度収支額は1億599万6,528円の黒字となりました。

決算書の5ページをお開き願います。

歳入の主なものであります。

1款村税2億7,396万8,913円は、前年度比450万6,984円の増額となっております。法人村民税の増収が主な要因であります。

2款地方譲与税4,297万1,058円は、前年度と比較いたしますと3.6%の減収となっております。

7ページをごらん願います。

9款地方交付税17億2,627万4,000円は、前年度と比較いたしますと1億3,281万6,000円の減となっております。これは震災復興特別交付税において算定に用いる経費が減少したことによるものであります。要するに、交付税のほかに震災特別復興金が来ているということでもあります。

11款分担金及び負担金1,436万4,788円は、前年度と比較しますと594万4,195円の増となっております。これは携帯電話等エリア整備事業に伴う事業者分担金等の増が主な要因であります。

9ページをお開き願います。

13款国庫支出金であります。4億2,139万5,296円は、前年度と比べますと3,168万3,104円

の増となっております。これは消防防災設備災害復旧費補助金などの増によるものであります。

11ページをごらんください。

14款県支出金です。7億4,681万4,497円は、前年度と比べますと8,012万4,590円の増となっております。これは、県南・会津・南会津地域給付金給付事業交付金、ブランド・イメージ回復支援市町村交付金、除染対策事業補助金などの増によるものであります。

16ページです。

17款の繰入金です。4,154万6,197円ではありますが、前年度と比較いたしますと1,686万1,265円の減であります。この要因は、平成23年度において図書館災害復旧費の財源に4,045万2,000円を教育施設整備基金から充てたことなどによるものであります。

17ページをごらん願います。

19款の諸収入です。6,858万9,801円ではありますが、前年度と比較いたしますと2,034万4,833円の増であります。この要因は、米の全袋検査推進事業費の受託料収入によるものであります。

19ページをごらんください。

20款の村債です。5億5,750万円は、緊急防災・減災事業債、災害復旧事業債の増額による発行額が前年度と比較しまして2億1,410万円増額となったものであります。これはデジタル化のためですね。

続きまして、歳出決算額をご説明いたします。

24ページをごらんください。

2款総務費の1項総務管理費、5目の財産管理費、25節積立金の1億6,715万8,691円ですが、これは、財政調整基金に1億1,200万円余り、教育施設整備基金に1,100万円余り、東日本大震災復興基金に、ブランド・イメージ回復支援交付金に4,200万円余りを積み立てたものであります。

6目企画費、15節工事請負費の移動通信鉄塔施設建設工事7,376万2,500円は、荻ノ沢地区と青生野の反谷地地区の携帯電話不通話解消の事業であります。

26ページをごらん願います。

9目の県南地域給付金給付事業費、19節の負担金、補助及び交付金の地域給付金2億812万円は、原発事故により県民がこうむったブランド・イメージ回復の風評被害克服などのため、多様なブランド・イメージ回復活動を行う地域給付金として、18歳以下の子供と妊婦に

は10万円、その他の皆さんには4万円が支払われたものであります。本村の給付人員は、子供が699人、妊婦が45人、ほか一般の皆さんが3,343人であります。合計で4,087名の人にこの2億円が支払われました。

次に、30ページをごらんください。

3款の民生費です。1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、19節負担金、補助及び交付金の村社会福祉協議会活動費補助金は2,345万円の支出であります。同じく28節繰出金5,462万8,048円は、国民健康保険特別会計事業勘定への繰出金であります。

31ページです。

3目後期高齢者医療事務費、19節負担金、補助及び交付金4,993万985円です。これは福島県後期高齢者医療広域連合への負担金であります。

4目介護保険事務費、28節繰出金8,363万1,000円は、介護保険特別会計への繰出金であります。

32ページです。

5目障害者福祉費の20節扶助費9,137万2,948円のうち、重度心身障害者医療費には803万9,790円、障害者自立支援給付費には7,770万5,489円を支出しております。

次に、36ページをごらん願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費です。13節委託料のうち住民総合健診業務は1,243万788円となっております。24年度の受診率は、関係者の努力によりまして目標を上回る67.5%を達成することができました。

38ページをごらん願います。

4目環境衛生費です。19節負担金、補助及び交付金のうち6,748万5,000円は、東白衛生組合と東白斎苑の運営に対する負担金であります。同目の28節繰出金6,998万8,000円は、簡易水道事業特別会計と集落排水事業特別会計への繰出金であります。

40ページをごらん願います。

6款農林水産業費です。1項農業費、3目農業振興費の13節委託料のうち、農用地除染対策事業に5,059万5,300円です。米の放射性物質全袋検査業務に971万2,974円を支出しております。

41ページの上です。

同18節です。備品購入費のうち米の全袋検査機器購入については、2台の検査機器本体とローラーコンベヤー等を含めまして3,003万円の支出であります。同じく19節負担金、補助

及び交付金のうち、中山間地域等直接支払交付金は1億509万2,417円の事業費でありました。これは最盛期より1,500万円ぐらい少なくなったということですね。

5目畜産業費の15節工事請負費のうち、豊かな土づくりセンター第2期工事分9,167万1,300円であります。

46ページをごらん願います。

7款1項商工費です。1目商工振興費の17節公有財産購入費2,030万8,000円は、見渡地内の旧株式会社泰斗の建物及び土地を競売により取得したものであります。同じく19節負担金、補助及び交付金642万8,500円は、プレミアム商品券の発行事業を含めまして村の商工会に対する運営費の補助金であります。

49ページをごらん願います。

8款土木費です。2項道路橋りょう費、2目道路新設改良費、15節工事請負費5,936万3,000円は、村道遠ヶ竜・戸草線改良工事などであります。

50ページをごらん願います。

3項住宅費です。2目住宅建設費、15節工事請負費1億916万2,200円は、広畑団地2棟4戸の建てかえ工事、水口地区住宅用地の暗渠排水工事、あと伏木田地内の屋内ゲートボール場の解体工事等であります。

51ページをごらんください。

9款の消防費です。1項消防費、2目消防施設費の一番下です。19節負担金、補助及び交付金のうち常備消防負担金は8,070万2,000円であります。広域消防総合費で整備のため昨年度と比較すると660万円増額になっているところであります。

3目水防費、15節工事請負費のうち、防災無線デジタル無線整備工事には5億6,527万3,800円を費やしまして整備を終えたところであります。

次に、60ページをごらんください。

大丈夫かい。速いですか、すみません。

10款教育費です。5項社会教育費、4目図書館費、17節公有財産購入費の社会教育施設用地取得費1,000万円は、図書館隣の旧魚清の店舗と土地の購入費用であります。

62ページの2目体育費です。15節工事請負費の緊急防災・減災事業、西山村民体育館震災補強工事1,932万円は、全体事業費4,830万円のうち24年度の支払い分であります。今、工事が終わりました。差額は25年度への繰越事業となっております。同じく17節公有財産購入費の屋内多目的スポーツ施設予定地購入費748万6,720円は、西野区民グラウンドの購入費であ

ります。

63ページをお開きください。

11款の災害復旧費であります。1項公共土木施設災害復旧費、1目現年度土木施設災害復旧費、15節工事請負費2,000万8,800円は、寒さによる村道の凍上災害工事5カ所の工事費であります。

同じく2目過年度土木施設災害復旧費、15節工事請負費は3,532万2,300円です。東日本大震災による災害6カ所と台風による災害9カ所分の災害復旧工事費であります。

3項その他の公共施設・公用施設災害復旧費、3目社会教育施設災害復旧費、15節工事請負費の5,872万9,650円は、図書館の災害復旧費であります。

70ページをごらん願います。基金に対する調書であります。

財政調整基金は、平成23年度一般会計決算の剰余金及び普通交付税、特別交付税が当初予算に対しまして増額となった分の特別積立金など1億1,204万3,576円を積み立てましたので、決算年度末現在高が9億7,882万4,549円となったものであります。もうちょっとで10億円あります。

2款の教育施設整備基金は、鮫小、青生野小の施設改善等に693万円を繰り出し処分しましたが、特別積立金として1,100万円を積み立てましたので、決算年度末現在高は8,223万5,980円となっております。

ふるさと創生事業基金は、長い間活用されていないとの指摘がありましたので、広畑団地建てかえ事業に115万3,674円を繰り出し処分いたしましたので、この基金を廃止するものであります。

71ページ、福祉基金については、福祉対策事業として介護事業の保険料負担軽減を目的に1,000万円を繰り出しさせていただきました。決算年度末現在高は1億2,341万8,481円となっております。

72ページをお開きください。東日本大震災復興基金においては、福島県復興支援交付金として達者な生き生きプロジェクト事業のほか3事業に2,065万1,000円を拠出しました。また、ブランド・イメージ回復支援交付金は、農産物販売強化事業ほか3事業に480万円を繰り出してあります。積立金は、特別積立金としてブランド・イメージ回復支援交付金4,209万4,000円などを積み立てましたので、決算年度末現在高は2億4,675万619円となっております。

17番の原子力災害放射能汚染対策粗飼料安定供給基金ですが、平成24年度における乾草購

入費が1億8,353万9,809円、東電からの賠償金が1億2,336万3,004円であります。差し引き6,016万8,017円の払い出しで、決算年度末現在高は3,983万1,983円となっております。

なお、乾草代は3カ月後に請求し、東電からの入金がありますので平成25年度においても順調に運用してまいりたいと思います。ですから、このほかに5,000万円近くは東電に請求済みのお金があるということでもありますので、ご安心いただきたいと思います。

次に、75ページです。

議案第73号 平成24年度鮫川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

初めに、事業勘定です。

歳入総額は5億2,461万82円、歳出総額は5億730万369円で、差引残額は1,730万9,713円となっております。

歳入の主なものですが、76ページからです。

国民健康保険税の収入済額8,558万8,000円は、前年度と比較しますと331万2,700円の減であります。これは被保険者数の減少などが主な原因であります。

77ページをお開きください。

5款県支出金、2項県補助金、1目1節の財政調整交付金3,415万1,505円のうち800万円は、国保税の完納による交付金であります。800万円の交付金を完納によりいただいたということでもあります。

78ページ、8款繰入金です。1項他会計繰入金の1目1節一般会計繰入金が4,555万2,807円、2節保険基盤安定繰入金は1,308万2,901円となっております。

歳出です。81ページの2款保険給付費です。総額3億747万6,640円は、前年度と比較しますと3,020万9,383円の増額で、10.9%の伸びとなっております。

86ページ、財産に関する調書をごらんください。

基金の保険給付費支払準備基金ですが、平成24年度において保険税減免分、財源補填分として2,380万円を取り崩させていただきました。前年度決算剰余金721万円を積み立てて戻しましたので、決算年度末現在高は4,779万4,829円となっております。これは、健全な数字は8,000万円ぐらいなくちゃならないんですね。だんだんに皆さんと努力しながら8,000万円を目指していきたいと思います。

続きまして、87ページです。直診勘定です。

歳入の決算総額が7,836万2,462円、歳出の決算総額が7,021万9,993円で、歳入歳出差引残

高は814万2,469円となっております。

歳入です。89ページ。

1 款診療収入は5,110万7,182円です。前年度と比較しますと10.2%の減収となっております。

歳出です。90ページをごらんください。

1 款総務費は3,665万2,592円、91ページの2 款医業費は2,748万777円となっております。

次に、95ページをごらんください。

議案第74号 平成24年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入決算認定であります。

歳入の総額が1億584万3,202円、歳出の総額が1億571万2,609円で、歳入歳出差引残額は13万593円となっております。

歳入の主なものですが、96ページの2 款使用料及び手数料は1,997万1,664円、4 款の繰入金の一般会計繰入金は4,883万3,000円となっております。

歳出です。99ページをごらんください。

2 款施設費、2 項施設整備費、1 目水道未普及地域解消事業費、15 節工事請負費3,728万6,550円は、落合地区と茅地区の給水施設整備工事費であります。

次に、103ページです。

議案第75号 平成24年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入総額が1,131万円3,562円、歳出の総額が1,052万8,307円で、歳入歳出差引残額が78万5,255円となっております。

104ページ、歳入です。

1 款の使用料及び手数料の運賃収入は453万2,510円、3 款繰入金の一般会計繰入金は636万7,000円となっております。

105ページ、歳出です。

1 款総務費、1 項1 目村営バス事業費は1,052万8,307円です。

2 目の財産管理費、25 節積立金の村営バス財政調整基金405万2,103円は、福島交通株式会社に対する生活路線バス運行費補助金が震災特例により減額となった分、基金に積み立てたものであります。これにより年度末の基金残高が107 頁の上段にありますように807万3,806円となりました。

次に、議案第76号です。108ページをごらんください。

平成24年度鮫川村集落排水事業特別会計歳入決算認定のご説明を申し上げます。

歳入総額が3,130万3,562円、歳出総額が3,004万8,629円で、歳入歳出差引残額が125万4,933円であります。

109ページ、歳入です。

2款使用料及び手数料は891万7,900円、3款の一般会計繰入金は2,115万5,000円となっております。

110ページ、歳出です。

1款施設費は677万5,645円、2款の公債費は2,327万2,984円となっております。

次に、議案第77号です。115ページをごらんください。

議案第77号 平成24年度鮫川村介護保険特別会計歳入決算認定であります。

歳入総額が4億2,585万2,343円、歳出総額が4億1,436万643円、歳入歳出差引残額が1,149万1,700円となっております。

116ページをごらん願います。歳入です。

1款保険料は5,687万1,200円で、前年度と比較いたしますと895万8,300円、18.7%の増となっております。3款国庫支出金は1億1,150万9,198円、4款支払基金交付金は1億1,210万7,421円となっております。

歳出です。120ページをごらんください。

2款保険給付費の総額は3億7,717万1,285円で、前年度と比較いたしますと2,136万4,118円、率に直しますと6.0%の増額となっております。

次に、議案第78号、126ページです。

平成24年度鮫川村交流施設特別会計歳入決算認定であります。ご説明申し上げます。

歳入総額が1,623万6,390円、歳出総額が1,462万8,368円で、歳入歳出差引残額が160万8,022円となっております。

127ページの歳入です。

1款使用料及び手数料は761万5,015円です。平成23年度においては震災により建物が被害を受けたこと及び風評被害があり減収となりましたが、平成24年度は、宿泊利用者がおおむね震災前の状況に戻ったところであります。

2款繰入金の一般会計繰入金は603万5,000円となっております。

128ページ、歳出です。

1款総務費、1項施設管理費は1,462万8,368円となっております。

次に、131ページ、議案第79号 平成24年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入決算認

定です。

歳入総額が1億2,067万4,721円、歳出総額が1億1,868万916円、歳入歳出差引残額が199万3,805円となっております。

132ページ、歳入です。

1款分担金及び負担金ですが、古殿町からは7,348万2,007円も負担していただいております。本村の運営費の負担に相当する2款繰入金の一般会計繰入金が2,801万8,644円及び4款の諸収入、1項納付金、1目給食費納付金が1,645万8,785円、合わせますと4,447万7,429円となっております。古殿町が62%、鮫川村が4,447万7,000円ですから38%の負担割合となっております。

次に、議案第80号です。138ページをお開きください。

平成24年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入決算認定であります。

歳入総額が3,405万9,410円です。歳出総額が3,390万4,656円、差引残額が15万4,754円となっております。

139ページの歳入です。

1款後期高齢者医療保険料は1,926万2,700円です。2款繰入金の一般会計繰入金は1,462万9,000円となっております。

140ページ、歳出です。

2款後期高齢者医療連合納付金は3,278万4,320円となっております。前年度と比較いたしますと52万3,634円の減となっております。

平成24年度の一般会計歳入総額が42億8,394万4,625円、特別会計歳入総額は13億4,825万5,734円で、一般会計と特別会計を合わせますと56億3,220万359円であります。前年度と比較いたしますと1億7,509万5,154円、率にして3.2%の増となっております。

歳出総額は一般会計が41億4,478万97円、特別会計が13億538万4,490円となっており、一般会計と特別会計を合わせました歳出合計額は54億5,016万4,587円で、前年度と比較いたしますと3億4,666万1,956円、率にして6.8%の増となりました。

一般会計の決算額が42億円を超えるのは、公営住宅整備事業、緊急減災・防災事業、携帯不通話解消事業、災害復旧事業などにより生活基盤の整備を図ったこと、また震災からの復興にかかわる事業として県南地域給付金給付事業、農地の除染事業及び米の全袋検査事業の事業量の増加のため決算規模がふえたものであります。

以上で議案第72号から第80号までの9議案につきまして提案理由の説明とさせていただきます。

ます。詳細につきましては歳入歳出決算書並びに主要施策の成果及び予算執行の実績をごらんいただきたいと思ひます。原案に賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

◎監査報告

○議長（前田三郎君）　ここで、平成24年度鮫川村一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算について決算審査意見書が監査委員から提出されておりますので、審査の結果について報告をお願いします。

代表監査委員、齋藤實君。

〔代表監査委員 齋藤 實君 登壇〕

○代表監査委員（齋藤 實君）　議案書の14ページからになります。詳細につきましてはここに記載されたとおりでありますので、概略について申し上げます。

平成24年度鮫川村一般会計及び特別会計歳入歳出決算の意見書であります。

審査の実施根拠は、地方自治法第233条第2項の規定による決算審査であります。

審査の概要であります。審査の対象は平成24年度鮫川村一般会計歳入歳出決算ほか8特別会計と各種基金の運用状況であります。

2番目の審査の期間であります。25年8月27日、29、30日と9月5日の4日間に行っております。

審査の手續であります。この審査に当たっては、村長から提出されました各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各種基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して調製されているか、財政運営は健全か、財政管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類を点検、照合するとともに関係各課からの説明を聴取して、あわせて月例検査及び定期監査などの結果を踏まえて審査手續を実施したものであります。

決算の概要につきましては、各会計の総括であります。平成24年度歳入歳出の決算総額は、一般会計と各特別会計を合算すると歳入総額が56億3,220万359円、歳出総額が54億5,016万4,587円、歳入歳出差引額は1億8,203万5,772円でありました。

一般会計の歳入歳出決算につきましては、歳入総額が42億8,394万4,625円、歳出総額が41億4,478万97円で、歳入歳出差引額は1億3,916万4,528円となり、翌年度に繰り越すべき額、財源をですね、差し引いた残りが1億599万6,528円、これが平成25年度に繰り越す額となったわけでありました。

15ページのほうにいりますが、このような厳しい財政状況の中で自立の村づくりに向けて適正な財政運営と事務の効率化を図り、実質収支額が黒字決算となったことにつきましては敬意を表するもので、事業の実施に当たりましては、各種交付金事業を初め国及び県の補助金を積極的に導入して、自主財源が厳しい中、安心して暮らしていける村づくりの実現に努めているように見受けられます。

以下、決算収支に関しては、今、村長から細かい説明がありましたので省略したいと思います。

次に16ページにまいります。ここは特別会計が出ております。下のほうの11番の基金会計であります。一般会計に属するものが16基金でありましたが、24年度でふるさと創生事業基金につきましては利用がなく廃止という形をとっております。そのほかに国民健康保険特別会計で2つの基金、それから村営バス事業会計では1つ、介護保険特別会計では2つの基金、合計21の基金で行っております。

第4の審査の結果であります。審査に付されました一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

また、各種の基金運用状況を示す書類の計数につきましても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており誤りがないものと認められました。

全会計総括的に黒字で翌年度に引き継いだことは喜ばしいことであり、今後も引き続き効果的な財政運営に徹し、住民福祉の向上のため各種事業の推進に努めていただきたいと思います。

以上により、平成24年度鮫川村一般会計及び各種会計の決算は正当と認めるものであります。

以上です。

○議長（前田三郎君） 以上で代表監査委員の報告は終わりました。

◎議案第81号～議案第89号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第19、議案第81号 平成25年度鮫川村一般会計補正予算（第3号）から日程第27、議案第89号 平成25年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの9議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第81号から議案第89号までの9議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第81号 平成25年度鮫川村一般会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

議案書の26ページから28ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の1ページと2ページをごらん願います。

補正前の予算額29億7,587万6,000円に対しまして、今回1億9,341万円を増額し、31億6,928万6,000円とするものであります。

歳入です。事項別明細書の3ページをごらん願います。

主なものをご説明申し上げます。

9款地方交付税の震災復興特別交付税107万1,000円の増額は、9月算定分交付金の決定による増額であります。

4ページをごらんください。

14款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、2節児童福祉費補助金のふくしま保育元気アップ緊急支援事業費173万円の増額は、原発事故による保護者の不安や子供の運動不足を解消するため、鮫川保育園に整備する遊具の補助金であります。これは10分の10の補助率です。補助率10割です。

同じく4目労働費県補助金、1節労働費補助金の緊急雇用創出基金事業費555万4,000円の増額は、村商工会が実施主体の買い物弱者支援事業において、空き店舗活用による店舗経営及び宅配サービスにおける新規雇用者の人件費等に対する補助金であります。これも補助率10分の10であります。

同じく5目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金の農業農村整備事業費1,237万5,000円の増額は、藪地区農道に対する補助金で補助率は55%となっております。

同じく2節林業費補助金のふくしま森林再生事業費2,648万1,000円の増額は、原発事故に

より停滞している間伐等の森林整備を促進するため、村内民有林全域の森林施業計画を策定するための補助金で、補助率はこれもやっぱり10分の10となっております。これは、しかしながら森林組合に委託してやる事業になると思います。

5ページをごらんください。

17款の繰入金、1項特別会計繰入金、2目1節の介護保険特別会計繰入金251万8,000円の増額は、平成24年度介護給付費負担金の精算による一般会計からの繰入金であります。

同じく繰入金の2項基金繰入金、4目1節ふるさと水と土保全基金繰入金の農村公園管理事業費440万円の増額は、遠ヶ竜ふれあい農村公園の集会施設改修費に充当するため基金から繰り入れするものであります。これはわら屋根がだめになったそうです。それで鋼板にするそうです。

同じく7目2節東日本大震災復興基金繰入金540万円の増額は、野菜等冬期出荷振興対策事業のほか2事業に充当するため、基金のうちブランド・イメージ回復交付金を繰り入れするものであります。

6ページをごらんください。

18款繰越金の前年度繰越金は9,599万6,000円の増額です。平成24年度の決算剰余金で、補正後の額は1億599万6,000円となります。

19款諸収入、5項1目1節雑入の新たな難視対策事業費補助事業助成金887万1,000円の増額は、総務省のデジタル放送推進協会からの助成金で、唐露地区の共同受信施設組合の地デジ対策の助成金であります。

20款1項村債ですが、議案書29ページ、地方債の補正表をあわせてごらんいただきたいと思えます。

1目1節の辺地対策事業債は農業基盤整備促進事業債で、藪地区の農道に1,160万円、消防ポンプ車庫改築事業に550万円を充当することとしております。これは宝木地区につくる積載車車庫であります。

同じく3目1節の臨時財政対策債670万円の増額は、発行可能額の決定によるものであります。

7ページをごらん願います。歳出です。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、25節積立金の財政調整基金5,299万9,000円の増額は、法の定めにより前年度繰越金の2分の1の額を財政調整基金に積み立てするものであります。これは繰越金の半分を積みという決めであります。

6目企画費、19節負担金、補助及び交付金の辺地共聴施設整備事業補助金887万1,000円の増額は、唐露テレビ共同受信施設組合に対する補助金であります。

3款民生費です。8ページをごらんください。

1項社会福祉費、5目障害者福祉費、23節償還金、利子及び割引料129万2,000円の増額は、平成24年度障害者自立支援給付費の国庫及び県費の負担金精算による償還金であります。

2項児童福祉費、4目保育園費です。9ページに移ります。

18節備品購入費の156万1,000円の増額は、ふくしま保育元気アップ緊急支援事業を活用した保育園の遊具等の購入費です。

4項1目災害救助費、19節負担金、補助及び交付金の住宅背後地災害対策支援事業費補助金68万2,000円の増額は、豪雨等の自然災害により被害を受けた住宅裏側の斜面对策のための補助金であります。渡瀬地区になります。

10ページをごらんください。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、13節委託料の定期予防接種業務、風疹の予防であります、53万円の増額は、風疹ワクチン接種を全額助成するための新規事業で、対象者は30人を見込んでおります。

5款労働費、1項1目労働諸費、13節委託料の起業支援型地域雇用創出業務555万5,000円の増額は、村商工会が事業主体となって進めている買い物弱者支援事業において、商店経営及び宅配事業のスタッフとして失業者等の新規雇用者6名を雇用する業務を委託するものであります。

6款農林水産業費です。1項農業費、3目農業振興費、15節工事請負費の遠ヶ竜ふれあい公園施設改修工事441万円の増額は、公園集会施設のカヤ屋根の腐食が進んでいるため、鋼板ぶきに改修するものであります。

11ページをごらん願います。

19節負担金、補助及び交付金の野菜等冬期出荷振興対策事業補助金130万円の増額は、生産量が少ない冬期野菜の生産を奨励しブランド化を図るため、パイプハウス建設資材を補助するものであります。補助金の上限は1件30万円といたしました。

6目農地費、13節委託料の農道整備工事測量設計業務700万円の増額は、藪地区農道全体計画1,000メートルのうち700メートル分の委託料です。

15節工事請負費の農道整備工事1,230万円の増額は、藪地区農道で300メートル分の、これは工事費であります。

2項林業費、1目林業総務費、13節委託料のふくしま森林再生業務2,648万1,000円の増額は、原発事故により停滞している間伐等の森林整備を促進するため、村内民有林全域の施業の計画作成を委託するものであります。

12ページをごらんください。

7款1項商工費、1目商工業振興費、19節負担金、補助及び交付金の買い物弱者支援事業補助金470万円の増額は、商工会が事業主体となっている買い物弱者支援事業において、国庫補助金の対象とならない店舗の外壁塗装外側の塗装工事です、外壁塗装に要する工事費255万円のうち250万円を補助するものであります。また、店舗運営組織の設立等立ち上がり資金330万円のうち3分の2の額の220万円、合わせて470万円を補助するものであります。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路維持費、18節備品購入費の凍結防止剤車載式小型簡易散布機107万1,000円の増額は、冬期の路面凍結による事故防止のため、車載式の凍結防止剤散布機を購入するものであります。搭載する台車は、更新により不用となった小型消防ポンプ積載車を改装することにしております。小型消防ポンプ車を改装して凍結防止剤の散布機をつけて、冬期間、凍結しやすいところに出動して散布してくるということであり、特に石井草の叉石の辺がひどいようで、自動散布機つきのよりはこちらのほうが安上がりかなということで購入をさせていただきました。

2目住宅建設費、15節工事請負費の定住促進住宅建設工事1,500万円の増額は、さきの入札において落札者が決まらず不調となった定住促進住宅建設工事の設計単価の見直しにより、工事の請負費を追加するものであります。

13ページをごらん願います。

9款1項消防費です。2目消防施設費、15節工事請負費の消防ポンプ車庫の新築工事520万円の増額は、大字西山字宝木地内にポンプ置き場を新築するものであります。

10款教育費です。2項小学校費、1目学校管理費、13節委託料の青生野小と鮫川小プール解体工事設計業務79万2,000円の増額は、震災以降使用していない両校のプール解体撤去を行うための設計業務を委託するものであります。

14ページをごらん願います。

6項保健体育費、2目体育施設費の渡瀬村民体育館解体工事設計業務39万6,000円の増額ですが、この体育館は耐震力がないため震災以降使用を禁止しておりますので、解体撤去を計画するものであります。

13款の予備費ですが、前年度繰越金2,028万円を充当して、補正後の額は3,010万8,000円

となるものであります。

続いて、特別会計の補正予算の説明をさせていただきます。

議案第82号 平成25年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）です。

議案書の30ページから32ページ、事項別明細書は16ページをごらんください。

補正前の予算額4億7,680万1,000円に対しまして、今回2,051万1,000円を増額し、補正後の予算総額を4億9,731万2,000円とするものであります。

歳入です。事項別明細書、17ページをごらんください。

8款の繰入金、2項基金繰入金、2目高額医療資金貸付基金繰入金320万3,000円の増額は、平成25年6月議会において当該基金条例が廃止されたことにより、基金残高を全額繰り入れることにしたものであります。

9款1項繰越金、2目1節その他繰越金の前年度繰越金は1,730万8,000円の増額であります。

歳出です。18ページをごらんください。

9款1項基金積立金、1目国保基金積立金、25節積立金の保険給付費支払準備基金1,730万8,000円の増額は、前年度繰越金を保険給付費支払準備基金に積み立てるものであります。この積み立てにより基金残高は4,098万5,000円となります。

19ページをごらんください。直診勘定です。

補正前の予算額7,340万円に対しまして、今回751万6,000円を増額をし、補正後の予算額を8,091万6,000円とするものであります。

歳入です。20ページをごらん願います。

4款繰越金の前年度繰越金は751万6,000円の増額です。

歳出では、前年度繰越金を予備費に充てるための補正でございます。

次に、議案第83号 平成25年度鮫川村簡易水道特別会計補正予算（第2号）です。

33ページから34ページをごらんください。事項別明細書は21ページをごらんください。

補正前の予算額1億2,204万2,000円に対しまして、今回326万6,000円を増額し、補正後の予算総額を1億2,530万8,000円とするものであります。

歳入です。事項別明細書、22ページをごらんください。

4款繰入金の一般会計繰入金327万5,000円の増額です。

歳出においては、2款施設費、1項1目施設管理費、15節工事請負費の水口地区仮設送水管布設工事327万5,000円の増額は、水口地区水源の水量不足のため、鮫川地区から補給する

仮設管を設置したものであります。

次に、議案第84号 平成25年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

事項別明細書は23ページをごらん願います。

補正前の予算額712万3,000円に対しまして、今回78万4,000円を増額し、補正後の予算総額を790万7,000円とするものであります。

歳入です。事項別明細書、24ページです。

4款繰越金の前年度繰越金は78万4,000円増額です。

歳出では、前年度繰越金を予備費に充てるための補正であります。

次に、議案第85号 平成25年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）です。

25ページをお開きください。

補正前の予算額3,054万9,000円に対しまして、今回56万4,000円を増額し、補正後の予算総額を3,111万3,000円とするものであります。

歳入です。事項別明細書、26ページをごらんください。

4款繰越金の前年度繰越金は85万4,000円増額です。

歳出です。

1款施設費、1項1目施設管理費の11節需用費の修繕料36万4,000円増額補正であります。

次に、事項別明細書、27ページです。

議案第86号 平成25年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第1号）です。

補正前の予算総額4億2,361万円に対しまして、今回1,243万6,000円を増額し、補正後の予算総額を4億3,604万6,000円とするものであります。

歳入です。事項別明細書の28ページ、次のページをごらんください。

8款繰越金の前年度繰越金は1,149万円増額です。

歳出では、6款予備費において前年度繰越金のうち871万9,000円を増額するもので、補正後の額は891万9,000円であります。

次に、議案第87号 平成25年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第2号）です。

29ページをごらんください。

補正前の予算額1,369万円に対しまして、今回281万4,000円を増額し、補正後の予算総額を1,650万4,000円とするものであります。

歳入です。

3 款繰越金の前年度繰越金160万7,000円の増額です。

4 款諸収入の雑入、東京電力損害賠償金120万7,000円の増額は、原発事故によるほつとほ
うす・さめがわに対する風評被害等に対する営業損害金の賠償金であります。

歳出です。

2 款予備費において257万4,000円の増額であります。

次に、議案第88号 平成25年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）につ
いてご説明を申し上げます。

事項別明細書は31ページをごらん願います。

補正前の予算額 1 億1,841万7,000円に対しまして、今回227万5,000円を増額し、補正後の
予算総額を 1 億2,069万2,000円とするものであります。

歳入です。事項別明細書は32ページをごらんください。

3 款繰越金の前年度繰越金は199万2,000円の増額です。

歳出です。

3 款予備費において前年度繰越金199万2,000円の増額をするものであります。

次に、議案第89号 平成25年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）です。

事項別明細書は33ページをお開きください。

補正前の予算額3,456万7,000円に対しまして、今回15万3,000円を増額し、補正後の予算
総額を3,472万円とするものであります。

歳入です。事項別明細書、34ページです。

3 款繰越金の前年度繰越金は15万3,000円の増額であります。

歳出においては、3 款諸支出金、2 項繰出金、1 目一般会計繰出金を14万7,000円増額す
るなどの補正です。

以上で議案第81号から第89号までの9議案の説明とさせていただきます。原案に賛同賜り
ますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（前田三郎君） ここで暫時休議いたします。

（午後 4時30分）

○議長（前田三郎君） 休議前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時32分）

◎日程の追加

○議長（前田三郎君） お諮りします。

ただいま村長から、議案第90号 職員の給与の臨時特例に関する条例及び議案第91号 職員の給与の特例に関する条例の廃止の2議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることに決定しました。

◎議案第90号、議案第91号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 追加日程第1、議案第90号 職員の給与の臨時特例に関する条例及び追加日程第2、議案第91号 職員の給与の特例に関する条例の廃止の2議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、追加議案の議案第90号と第91号の2議案について説明をさせていただきます。

まず、議案第90号 職員の給与の臨時特例に関する条例についてご説明を申し上げます。

追加議案書をごらんください。

この条例提案の根拠となっているのは、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律であります。この法律により、国家公務員において平成24年4月から平成26年3月までの2年間にわたり、震災復興財源の確保と消費税率引き上げの国民理解を得るためとして給与を減額する措置がとられております。

政府においては、平成25年1月24日の閣議決定において、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体においても国に準じて平成25年7月から9カ月間にわたり減額するよう、全国の自治体に要請を行ったものであります。

福島県においては、6月議会において臨時特例条例が可決され、平成25年7月から26年1月までの7カ月間、給与削減措置がとられております。削減率は係員の級は4.77%、係長から課長クラスは7.77%となっております。

本村においては、6月議会の時点で福島県の方針が決まっていなかったこと、あるいは県内の各市町村においても慎重に判断する姿勢でありましたので足並みがそろっておらず、本村としては、県内、そして東白川郡内の町村に準じた取り扱いをするという考えでございました。その後、報道によりますと、9月上旬の時点で県内の実施しない団体は5団体となりましたので、今議会において追加議案にて提案をさせていただくものであります。

削減率は、県と同様に基本給に対して係員の1・2級クラスは4.77%、係長から課長クラスの3級から6級は7.77%とし、実施期間は25年10月から26年3月までの6カ月間とするものであります。

職員の給与の減額を行うことになり、国からの要請とはいえ職員に対しましては非常に申しわけなく、苦渋の決断をしたものであります。ご理解をいただきたいと思っております。

次に、議案第91号 職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例についてご説明を申し上げます。

本村においては、平成15年度当時の財政困難による行財政改革のため、管理職手当、住居手当、通勤手当を減額支給ないしは支給の制限により、以降10年間にわたり3,000万円に及ぶ削減を実施してきたところであります。さきに提案しました給与の支給削減を機に、この際、職員手当等の減額支給を取りやめるため、本条例を廃止するものであります。

以上で議案第90号から第91号までの2議案の提案理由の説明とさせていただきます。原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（前田三郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

18日、19日は各常任委員会で議案の調査をお願いします。

代表質疑の通告は19日午後3時までとします。

20日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 4時40分）

第 5 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

平成25年第5回鮫川村議会定例会

議事日程(第2号)

平成25年9月20日(金曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第67号 鮫川村企業立地促進区域及び避難解除区域等における固定資産税の特例に関する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 2 議案第68号 鮫川村税条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 3 議案第69号 鮫川村税特別措置条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 4 議案第70号 鮫川村復興産業集積区域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 5 議案第71号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 6 議案第72号 平成24年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定について
代表質疑、討論、採決
- 日程第 7 議案第73号 平成24年度鮫川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
代表質疑、討論、採決
- 日程第 8 議案第74号 平成24年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
代表質疑、討論、採決
- 日程第 9 議案第75号 平成24年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について
代表質疑、討論、採決
- 日程第10 議案第76号 平成24年度鮫川村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いて

代表質疑、討論、採決

日程第 1 1 議案第 7 7 号 平成 2 4 年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
代表質疑、討論、採決

日程第 1 2 議案第 7 8 号 平成 2 4 年度鮫川村交流施設特別会計歳入歳出決算認定について
代表質疑、討論、採決

日程第 1 3 議案第 7 9 号 平成 2 4 年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定
について
代表質疑、討論、採決

日程第 1 4 議案第 8 0 号 平成 2 4 年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
代表質疑、討論、採決

日程第 1 5 議案第 8 1 号 平成 2 5 年度鮫川村一般会計補正予算（第 3 号）
質疑、討論、採決

日程第 1 6 議案第 8 2 号 平成 2 5 年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
質疑、討論、採決

日程第 1 7 議案第 8 3 号 平成 2 5 年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
質疑、討論、採決

日程第 1 8 議案第 8 4 号 平成 2 5 年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第 1 号）
質疑、討論、採決

日程第 1 9 議案第 8 5 号 平成 2 5 年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
質疑、討論、採決

日程第 2 0 議案第 8 6 号 平成 2 5 年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
質疑、討論、採決

日程第 2 1 議案第 8 7 号 平成 2 5 年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第 2 号）
質疑、討論、採決

日程第 2 2 議案第 8 8 号 平成 2 5 年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第 2
号）
質疑、討論、採決

日程第 2 3 議案第 8 9 号 平成 2 5 年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

質疑、討論、採決

日程第24 議案第90号 職員の給与の臨時特例に関する条例

質疑、討論、採決

日程第25 議案第91号 職員の給与の特例に関する条例の廃止

質疑、討論、採決

日程第26 陳情第3号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について

審査結果報告、質疑、討論、採決

日程第27 陳情第4号 道州制導入に反対する意見書について

審査結果報告、質疑、討論、採決

日程第28 請願第3号 TPP交渉に関する請願について

審査結果報告、質疑、討論、採決

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第28まで議事日程に同じ

追加日程第1 議案第92号 鮫川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由説明、採決

追加日程第2 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

提案理由説明、採決

追加日程第3 発議第5号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書の提出について

趣旨説明、質疑、討論、採決

追加日程第4 発議第6号 道州制導入に反対する意見書の提出について

趣旨説明、質疑、討論、採決

追加日程第5 発議第7号 TPP交渉に関する意見書の提出について

趣旨説明、質疑、討論、採決

出席議員（11名）

1番 岡部 明 君

2番 宗田 雅之 君

◎開議の宣告

○議長（前田三郎君） ただいまの出席議員は11人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（前田三郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第67号～議案第71号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第1、議案第67号 鮫川村企業立地促進区域及び避難解除区域等における固定資産税の特例に関する条例から、日程第5、議案第71号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例までの5議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第67号 鮫川村企業立地促進区域及び避難解除区域等における固定資産税の特例に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第68号 鮫川村税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第69号 鮫川村税特別措置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第70号 鮫川村復興産業集積区域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第71号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第72号～議案第80号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第6、議案第72号 平成24年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第14、議案第80号 平成24年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの9議案を一括議題といたします。

これから代表質疑を行います。

順番に発言を許します。

総務文教常任委員会、6番、蛭田武彦君。

〔6番 蛭田武彦君 登壇〕

○6番（蛭田武彦君） 議案第72号 平成24年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定について、歳出、総務文教常任委員会を代表いたしまして、議案第72号 平成24年度鮫川村一般会計

歳入歳出決算認定について、2点を質疑いたします。

1点目、一般会計歳出、2款総務費、5目財産管理費、14節使用料及び貸借料で462万8,745円が計上されています。これは、使用料、使用目的、地目、宅地、山林、田、畑、公衆用道路、雑種地と48の物件のうち12物件が無償であり、契約期間ごとに地権者とさまざまな話し合いによりご協力いただいていると思いますが、大字赤坂中野字東前田の山林「道路管理センター集石場」につき、後世に残さないためにも特例策を講ずるべきと思います。

例えば、契約残存年数の額をまとめ、支払いをいち早く粘り強く交渉を進め買収すべき努力が必要と考えますが、村長の考えを伺います。

2点目、一般会計歳出、10款教育費、6項保健体育費、2目体育施設費、17節公有財産購入費784万6,720円が計上されています。これは西野区民グラウンド敷地に屋内多目的スポーツ施設ですが、これにつき体育協会関係、こどもセンター、各学校関係、教育委員会などに検討されたのか、教育長にお伺いいたします。

議会としては敷地購入については反対ではないが、屋内多目的スポーツ施設としては、村民の声を十分に聞き、検討の必要があると判断いたしました。

村長も西野区民グラウンド敷地にスポーツ施設にこだわることではないので、議員の皆さんにも候補地を検討してほしいと答弁されております。

今後の対応策について村長にお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 総務文教常任委員会を代表しての、6番、蛭田武彦議員の1点目の質問にお答えを申し上げます。

村の公共施設を建設する場合、用地は可能な限り買収するように努めておりますが、議員ご指摘のように48件の借地契約を結んでおりまして、うち12件は借地代を払っていない無償契約となっております。これは消防施設や消火栓の敷地のほかに、手・まめ・館敷地やこどもセンター駐車場も含まれております。地代が無償となっている理由は地権者のご厚意によるものであります。関係地権者には心より感謝を申し上げる次第であります。

さて、議員ご質問の東前田地内道路管理センター集石場借地は、面積が3,000平方メートル、借地料は年間7万8,000円であります。この土地は10人の共有地で、記録によりますと、昭和26年ごろから道路用碎石を採取する石山として利用されてきましたが、初めは無償であ

ったようですが、昭和36年ごろから地代をお支払いしているようであります。その後、村による採石事業は失業対策事業の役割を置いて昭和51年度に終了しております。

この土地の借地契約の効果についてであります。平成9年3月に村から土地の借地契約を解約するよう申し出て関係地権者と協議した記録があります。記録によりますと、山を開くときというより山を村が石をとるために借りるとき、石山の保全管理は村がずっとやると約束したそうです。また、解約するなら危険がないように大規模な安全対策を施すようななどの意見がありまして、協議の結果は費用対効果を考えた場合には借地契約を継続するほうが村の財政負担の軽減につながった、こういったことでもあります。また、21年5月の契約更新の折にも、借地分を分筆して村につくるようお願いをしましたが、話し合いは成立しませんでした。

かかわる土地の契約は、平成27年3月までとなっておりますが、他の借地を含めて、ご提案のように可能な限り買収させていくことを基本に取り組んでおります。関係者と協議を進めながら、できるだけ借地する土地は少なくするように努めておりますので、ご協力、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 6番、蛭田君。

○6番（蛭田武彦君） この件について何度か説明を受けて、我々も理解はしております。ただ、我々の時代にあの採石場から利用した石のおかげでどれほど鮫川の道路が今の下の土台になっているのか、これは私たちは十分承知しております。ただ、これからの若い人たちはこういうことは全然知らないと思っております。ただ、私たちが言いたいのは、このあと若い世代でこういうことに気づき、質問して、何十年何でこういうふうになっているのとなると、何となく私たちとしても後世に残したくないなという気持ちで質問いたしました。ですので、なるべくそれを重きに置きながら検討していただきたくお願いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今ほど申し上げましたように、この年は平成27年までの契約となっております。この更新時には何とか今の皆さんの意見を大事に、重きを置いて交渉に臨ませていただきたいと思っております。

○議長（前田三郎君） 次に、教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

○教育長（奥貫 洋君） 総務文教委員、6番、蛭田武彦議員の代表質疑にお答えいたします。

教育委員会関係の財産の取得につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律

24条により、地方公共団体の長の職務権限であります。旧西野区民グラウンドにつきましては、村長の指示により教育委員会が補助執行し購入いたしました。

お尋ねの西野区民グラウンド敷地に多目的スポーツ施設をつくることなどについて、体育協会関係、こどもセンター、学校などとの協議についてであります。現在、できれば補助事業を確保したいということで検討中であります。協議までは至っていない状況であります。

以上、お答えいたします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 総務文教委員の6番、蛭田武彦議員の代表質疑にお答えいたします。

平成24年度に屋内多目的スポーツ施設の予定地として赤坂西野区運動広場購入をさせていただきました。その後の経過につきましては、議員ご承知のとおり、施設の建設場所については現在に至っていないところであります。私は現在もこの区民センターの敷地に屋内運動施設は適地ではないかと考えておるところであります。予定地の周辺には村の若い親子が居住する定住促進住宅見渡団地、こどもセンター、鮫川たんぼぼの家、地域の子供たちも参加する西野の奉納相撲等が行われている、スポーツの盛んな、集団活動の盛んな西野の地域であります。ぜひこの地に屋内の子供の運動広場を整備したいなと思っているところであります。

乳幼児は屋内で遊具で遊びながら、児童は運動をとおして安全、安心に体力の維持、向上が図れる機会を確保し、若い世代の定住を一層、この施設を利用した若い人たちに生活を、定住していただきたいと考えておる施設でもあります。また、ゲートボール場としても多目的に活用し、高齢者の健康づくり、生きがいくくりにも寄与し、2世代、3世代同居による若い世代の定住も促進したいと思います。また、スポーツ少年団や部活動も活用できればと考えています。部活につきましては、毎日は無理としても、現在も運行している部活バスなどの活用なども十分検討していくことは可能だと思います。これは中心部でないため、ちょっと外れるために子供たちの通うのには不都合な分、部活バスを利用すればその不便さは解消できるのではないかと考えております。さらに、広場には子供用の遊具とともに高齢者の健康遊具も備えつけ、子供とお年寄りの交流空間としてこの多目的運動施設を利用したいと思います。

いずれにしても、詳細につきましては設計費用等を12月の補正予算に計上させていただきたいと思っております。概算事業費などが出た時点で議員の皆さんのほうにご相談させていただきたいと考えております。ただ、私は今が屋内の運動施設をつくる旬ではないかと考えて

おります。これが毎年毎年、これから先、線量等が下がってまいりますと、その必要が問われるのではないかと思います。今が旬です、今ならば補助金の該当になる事業があるのではないかと思いますので、どうぞ、なかなか敷地の見つからない中で、少し不便はいたしますが、あの地区に施設の設置をということでご理解いただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 6番、蛭田君。

○6番（蛭田武彦君） それでは、とりあえず教育長さんに。

今の答弁の中で検討していないということでしたよね、各団体の。そういう問題はやはりこういう案が出た場合には、即、教育委員としてはかかわることに対してどういうものかということを検討していただかないと今後困りますので、基本的には早めに検討するようにお願いします。

それから、村長の答弁になりますが、ごもつともかもしれません。ただ、私たちとしては、議員、それから村民の声というものを聞いたときに中心地ということなんです。あと、村民によれば、中心地というのは中野とか広畑だけじゃないでしょうという声もあります、それはいろいろな方がいるから。でも、やはり役場もあれば教育関係もあれば、トレセン、手・まめ・館、さぎり荘、もろもろあるわけですから、やはり中心地というのはこの辺を、私はそう解釈しております。将来的に考えたときに、今、各区ごとにいろんな事業とかそういうのをやられて、確かに活性化というかいいいことだとは私はそう思います。でも、余りばらばらになっちゃうと、ばらばらの子供たちの考え方も持ってきたり、いろんな村民の考え方が少しずつは出てくるのかなというふうな気持ちもするし、今後いろいろ考えたときには屋内多目的施設というようにいろんなのに使えるわけですから、時代がかわればどういふふうにかわるかわからないですけども、ひよつとしたらひよつとした問題があつて、いい方向もくるのかなと、ちょっとけさ耳にしてそういうこともちらっと考えたんですけども。ですので、行政のトップとして、前言ったように、別にそこだけを敷地と、多目的施設の、だとは考えていないから、じゃ、皆さんも候補地を見つけるようにということですので、そういうことを兼ね合わせて、これから検討していくような行政の姿にいてもらいたいなと思っておりますので、ひとつよろしくこの辺をお願いしたいと思います。

以上で代表質疑を終わります。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 総務文教の、今、代表質疑の関連質疑をいたしたいと思います。屋内施設は前に村長が説明したときには、今、代表質疑で申し上げたとおりの答弁をしている

わけだ、村長は。場所はこだわらない、それから我々議員としては全員協議会を開いて協議しているんです、このことについて。それで、村長は我々議員にもちゃんと西野の用地は西野の区民運動場を買収するというだけで、決して限定したものではないと。それで、場所がもし議員さんの中で検討して見つけることができるならば見つけてくださいと、そういうこともみずからおっしゃっておりますね。

そういうことで、たしか前に、私、一般質問の中で施設に対する場所等に対して、ある程度地権者に議員、あるいは住民の関係者、区長さんも入ったんですけども、そういう方たちと打診しているんです。しかし、先ほどの村長の答弁では、私はもうあそこしかない、そしてまた今の震災の時期を失うと、多分、補助金目当てだと思うんですけども、補助金がなくなるから、12月に設計予算を組むから、それでご了解してくださいというような勝手な独断専行的な考えで、私は村長いつもそういうことをやっているような気がするんですよ。前に言ったこと全然責任を持たない、村民の声を聞かない、我々の声も聞かない、それで一方的に推し進めようとする、そういうやり方はちょっとふさわしくないというふうに考えるわけですけども、どうしてもやるといふならば我々もこういう議員でもよく検討して、村民の声も聞いて、そして全然何の協議もしないで推し進めようとするようなやり方は我々議員はしないと思うんで、その辺村長にどうしてもやるんだか、推し進めるんだか、そういう気持ちで、意思は私は固いからこれをやるとするといふような考えで本当にやるんだか、その辺の所信を。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田議員の質問であります。私は前田議員のはたしてそういった多目的運動施設、子供たちが喜んで集える施設がなんで西の外れなんだ、それはご意見ごもっともで、できれば村の中心地に準備したいなど、そういう思いで6月の定例会でお答えさせていただきました。今もその気持ちはわかりません。ただ、なかなかこういった狭隘な村であります、用地が、私も一所懸命探してみました、なかなか宅地並みに相談に応じるような土地で、ああいった安価な値段で購入できるような土地が私には物色できませんでした。もちろん皆さん方にもそういうようお願いしているわけです。

議員活動の中でお願いしたのは6月の定例会ですから、9月までまた私のもとには議員さん方というより前田議員からのこういった土地がありますよというお話はございませんでした。ですから、今が旬で私はあると思います。屋内運動施設の必要性の子供たちを考えた場合の施設は。ですから、年内に手を挙げてしつかと国のほうにお願いしとかなないと、これは

無理ですから、恐らく無理になろうという想像で、できれば12月にあの土地で、土地が決まらないうち要望書は出せません、ですから、半年ほど控えさせていただきました。ですから、どうぞ12月まで待つという、今、国に、文科省に申請するわけではありません。12月に至ってからですから、それまでまだ3カ月あります。前田議員にお話があったから6カ月です。この間に土地が見つからなかった場合には断念しますか、その辺です。土地が見つからなかった場合には西野の区民グラウンドをぜひ利用していただきたい、そうでないときには断念するようなことはないように、今が私は鮫川村に、ちょっと贅沢かもしれないけれども、屋内の運動施設、皆さん喜んで利用してくれるのではないかという思いでお願いしております。

そして、今、先ほども皆さん方にお話しましたが、中心地にもしかして都合がいいような広場ができそうだという思いもあります。ですが、そこには先ほど申し上げてありましたように、これもまだ夢の話です。ああいった文化センターができればいいなという思いで、中心地の活用かつ振興を考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。決して乱暴な意見では私はあろうとは思っていません、6カ月待たせていただきました。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 前に村長に、私、一般質問の中で村当局で説明できる受け入れ体制をとってくださいということをお願いしておいたはずですが。私たちはそうなった場合には今打診した地権者をちゃんと村当局の説明できる人たちを同席して、もう一度そのような話し合いをさせますよということをお願いしておいたはずですがけれども、前田議員から6カ月も何の返答もないと、そういう先日議案調査の際にも、村行政としてはどういう屋内施設の計画を立てているのだと、そういうことは全然まだ一切やっていません。

それで、金を買収費が高価なものなの、西野よりもうんと高くつく、それどころじゃないでしょ、先ほどの村長の話では。財調基金あるから、文化センター、私あと2年のうちにやりたいんだということさっき話したんでしょう、議員控室で。何でお金がないんですか、予算もつけないで何で敷地のお金がないんですか。財調基金がいっぱいたまっていて、その財調基金を別に残す必要ないから、それを文化センター、私、任期のうちにやりたいから、それをつくりたいとさっき議員控室であなた言ったばかりなんじゃないでしょうか。どういう考えしているんですか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 前田議員、有効な金の使い方を私は言っているんですよ。私の、別に前田議員から何の答えがなかったから私の知る限りで土地をいろいろ検討させていただいた

ということです。その土地はなかなか容易でない、地権者でなかなか安い値段では私の思う値段では買い求めるようなことできないから、できれば皆さん方がそういった運動施設に合った値段で村に協力していただけるような土地がないかというのは、前田議員はみずから行動するのも議員活動のうちの一つでしょう。

○11番（前田武久君） やっていますよ、それは。

○村長（大樂勝弘君） じゃ、やって、やったその成果が全然上がっていないでしょう。窓口から何からいつも相談していないか。ぜひ窓口は、村長に直接でもいいですし、教育課部局でも直接でもいいですから、そういった土地があればぜひ相談していただきたいと思っています。いつでもその相談には乗る準備は用意してあります。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 窓口とかなんかじゃなくて、私はさっきも言ったように一般質問の中で村長に言っていたでしょ、公の場で言っているんですよ。それで、ちゃんと行政側で説明できるような受け入れ体制を整えば、住民に再度一カ所に集まっていただいて、地権者に、そしてちゃんと話し合いをさせますよということを言っているんですよ。それが全然何の話もないでしょう。ないのに、6カ月も全然私のところに来ないとか、私の一般質問の話は全議員、それからひな壇にいる幹部職員も全部聞いているはずですよ。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、皆さんの声は別に新たな何々課とか、そういう設けなくても、村民の要望、議員の要望は常々いつでも窓口は開いております。ぜひそういった土地がありましたら、一緒にお話し合いのテーブルに着きたいと思いますので、お願いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 村側ではその屋内施設に対しての具体化した計画案というのをちゃんととってあるんですか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、しっかりと基本デザイン、グランドデザインだけは準備してあります。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 何かかけ合いみたいになって制限時間というか制限質問回数を無視したような質疑になっておりますけれども、お許し願いたいと思います。

いつでもでなくて、私は言っているようにちゃんとそのような説明会を持てるような体制ができたならば話してくださいということを書いてあるんですから、即そういう説明会持てるようなことを私のほうに報告してください。

それから、議員私一人だけでやっているんじゃないですよ。この同僚議員の中にほとんど半数の方が混ざっているんです。私一人で交渉しているわけじゃないんです、打診しているわけじゃないです。名前は挙げませんが、議員の半数はちゃんとその打診に走っているんです。それから、区長さんの中にも一緒に同行して地権者に出向いてちゃんと話したんです。その私、一般質問しているのは。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） いつでも、とにかく皆さんと一緒にテーブルに着きますから、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（前田三郎君） この件については、村長もテーブルを設けるといふことでありますので、この辺でよろしいでしょうか。

○11番（前田武久君） はい。

○議長（前田三郎君） じゃ、村長にそのようなテーブルを設けるといふことをお願ひ申し上げておきます。

次に、産業厚生常任委員会、3番、前田雅秀君。

〔3番 前田雅秀君 登壇〕

○3番（前田雅秀君） 産業厚生常任委員会より、3番、前田雅秀が代表質問を行います。

議案第72号 平成24年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定について。

歳出、産業厚生常任委員会を代表いたしまして、議案第72号 平成24年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定について、6款農林水産業費、3目農業振興費において、13節委託料、直売所指定管理業務600万円の活用内容と今後の取り組みについて、村長の考えをお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 産業厚生委員会を代表しての2番、前田雅秀議員の代表質問にお答えを申し上げます。

加工直売所手・まめ・館の運営につきましては、指定管理者制度により鮫川村農産物加工

直売所手・まめ・館運営協議会を指定管理者として業務委託を行っているものであります。議員おただしの直売所指定管理業務委託料600万円につきましては、加工直売所手・まめ・館の施設管理と軽微な施設の修繕費の費用として資したものであります。維持費の種目は、燃料費、光熱水費、通信料等であります。ちなみに、この内訳であります、燃料費に61万円、光熱費に456万円、光熱費の内訳は、ガス代が131万円、水道代が47万円、電気料が245万円、下水料が28万円、ほか雑費5万円です。大きく分けて燃料費と水道光熱費と、次、通信運搬費であります、通信運搬費は64万円です。修繕料が35万円、合計しますと616万円になります。このうちの600万円を管理業務委託料として差し上げたということであり、

手・まめ・館の施設は、加工、食堂部門、喫茶部門、販売部、製造部で組織構成し、ゆうきの里部門を含めまして、現在の従業員といひますか従事者数は19名となっております。加工直売所の売上高につきましては、ここ2年間では約1億2,000万を毎年超える売上高となっております。24年度では、このうち生産者への支払い額が3,500万円、直売所の収入が8,500万円となっております。しかし、実質的にはまだまだ厳しい状況に立っております。しかしながら、直売所手・まめ・館は、地域産業の振興、生産者の所得向上、村民の雇用など公共的な役割を担っており、本村の施策を進めるためにも重要な施設と位置づけています。今後も必要な支援を続けてまいりたいと思っておりますので、ぜひご理解とご協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 3番、前田君。

○3番（前田雅秀君） 細かな説明をありがとうございました。

そういう中で質問のところに農産物加工直売所の売上表がそういう中で、実質的に24年度の売上が9,889万3,498円ということでございます。それを365日で割りますと、1日の売上が大体、端的に27万941円ということでございます。1日の休みが、今回とってありますよね、月に1日と水曜日、そうすると端的に12を掛けますと325万1,292円ぐらいの売上がなくなるというような感じになります。また、1日1時間を6時から7時の間、9時から6時の間にしましたよね。そういう中で1日の売上の中で27万941円でございますんで、10時間でそれを割りますと2万7,094円ぐらいになりますよね。すると、端的に1時間短縮することによって、350日を掛けますと948万2,900円ぐらいの売上が落ちてくるということでございます。そうすると、営業日数や営業時間の短縮についてどのように考えているのか。

また、先代の手・まめ・館の館長さんがよく言われていたんですが、何でここは休みがないんですか、正月二日しか休まないんですかというようなことを聞いたときに、館長さんが

あのころちょうど、私どもは遠くから来るお客さんに対してせっかく来て休みでは申しわけないというようなお話をされていたことが思い出されます。また、6時から7時の間の1時間と言いますけれども、村民は当然大体の多数の方が村外に勤めをしております。そうすると、前田さん、俺らは手・まめ・館で物を買いたいんだけど、とても6時までなんて帰らんねんだよというお話が多々聞こえてくるのでございますが、そのことについて948万2,900円とか、そういう売り上げに関しては、これから無論手・まめ・館の中では考えていくとは思いますが、どのようにお考えかお伺いをいたします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 3番、前田議員の再質問であります。まず計算的にはそのような形に出ると思います。1日でも売り上げが、確かに時間で割りますと時間単位で3万近くなるわけですから、そういったのを考えたときに難しいですね。私、今度こういった時間ですか、9時から6時までという時間の取り決めやったのも、従業員サイドでレジの売上、時間とか見て一番多忙な時間、そしてお客のいない時間、これらを計算して6時以降はほとんどいないですよという店で働いている人たちの声もあって、そういった声を反映させてあいつた時間帯を選ばせてもらった。休みも今までなかったんですけども、月1回ぐらいの休みは職員のリフレッシュにも必要だという思いもありました。全員で休むときがなかったから、じゃ、全員で休み月1回ぐらいはリフレッシュのために必要ならばという思いも今度選ばせてもらったということで、このために売上が減った、これは皆さんに申しわけないし、一番手・まめ・館の特徴というのは農家の人たちの少しでもお役に立ちたい、鮫川の農家の生産者が希望を持って、誇りを持って、そういうお手伝いが少しそういったことで申しわけないのかなという思いも、今お話を聞いておまして、時間等で今反省しているところであります。なお、売上等精査して、これからの住民と、あるいは管理者等とお話し合いをしながら、もう一度、今年度は無理ですから、26年度の営業にかけては再度前田議員の意見を反映させながら経営に当たらせていただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 3番、前田君。

○3番（前田雅秀君） これから検討課題に入ってくれるということでございますので、ありがとうございます。ただ、平成17年の11月にオープンして間もなく9年目を迎えようとしているところでございます。村長より当初計画していた堆肥センターと振興公社の組み合わせで直売所経営が安定するという説明を何度か受けておるところでございます。そこで、振興公社の設立の時期はいつごろと考えているのかお示してください。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） おかげさまで堆肥センターも、本格的な稼働は3月に入りましたが、稼働させていただいております。今、毎日10トンの堆肥が、生の堆肥です、入っているようです。毎日コンスタントに持ってくる農家さんは3件か4件だそうです。3件、4件でもう七、八トンになっているそうです。あと、月1回ぐらいのお客さんがいたりして、平均的に月10トン入りますよということですから、生の堆肥が月に換算しますと200トンほど入ってくるようです。

ただ、鮫川の堆肥はどうしても生ですから、水分が思ったより多いそうです。仕上がりは6割か7割、もうちょっと率がいいのかなと思つたらば7掛けぐらいだそうです。ですから、月150トンです。そうすると、年間1,800トンほどできます。1,800トンの堆肥で、今5,000円です。ですから、900万なんです。そして、なおさら今、堆肥の価格を、ことしは初年度だから予算3割引きで農家さんに利用してもらいたんだというお話をしております。なんで3割なんだというと、10アール当たり1トンの堆肥をふるのに5,000円です。それを散らすのに1,500円だそうです。ですから、それを堆肥散らしで5,000円ならば利用者もそんなに負担ならないのではないか、こういったことであります。

ですから、決して私は堆肥センターができて少し潤うのかと思つたらば、とんでもない大きなまた荷物になるわけです。ただ、荷物という言葉でなくて、もうちょっと循環型社会を目指すには、そして畜産農家の皆さんの廃棄物を有効利用する、そういった役割をと考えた場合には、それはそれで効果があるのではないかと思います。

今、堆肥センターは4人の皆さんが働いております。これが果たして、堆肥運搬して供給体制できますと4人で間に合うのかなという思いもあります。ということは、最高に売り上げて今ほど申し上げましたように900万の中です。900万の中で5人、6人使つてどうなのかなという思いもあります。こういったことを考えますと、堆肥センターができたから、即、振興公社の立ち上げにつながるのではなくて、もうちょっと村で支援しながら、育成しながら、2年後、3年後にある程度、利用した堆肥の評価をいただきまして、値上げして採算合うようなセンターになった暁には手・まめ・館の負担になってもいいのではないかと、そういう思いもあります。ですから、即、堆肥センターできたから立ち上げるのではなくて、もうちょっと全体的な経営内容を見ながら、村の支援をどこでどのような支援ができていたのか皆さんと一緒に考えながら、独立させるための振興公社の設立ということで考えさせていただきますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 3番、前田君。

○3番（前田雅秀君） 一日も早い振興公社の設立をお願いいたしまして、代表質疑を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（前田三郎君） これで代表質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第72号 平成24年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第73号 平成24年度鮫川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第74号 平成24年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第75号 平成24年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第76号 平成24年度鮫川村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第77号 平成24年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第78号 平成24年度鮫川村交流施設特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第79号 平成24年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第80号 平成24年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第81号～議案第89号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第15、議案第81号 平成25年度鮫川村一般会計補正予算（第3号）から、日程第23、議案第89号 平成25年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの9議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

7番、星一彌君。

○7番（星一彌君） それでは、観念的な問題もございますので、2点についてお伺いいたします。

1点目の労働費、企業支援型地域雇用創出業務ということで、555万5,000円の内容、商工業振興費として470万計上されております。その中において、買い物弱者支援事業という、ちょっと内容書いてあるようですが、商店経営スタッフ及び宅配事業スタッフとして新規雇用者6名を雇用するというような条文が出ておりますけれども、この6名分の採用者の職業の内容ですか、村内から有志、当然失業者が対象ですから村内の方を採用するということは思いますけれども、その辺の内容と、それから商業振興費のうちの店舗運営組織の設立、特にその辺の資金の関係なんですけど、現在、工事を進めているという状況であろうと思います。当然、その内容が既に決まっておると思いますけれども、どんな組織で店舗運用考えているのか、具体的内容をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長に答弁を求めます。村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、10ページの5款ですか、労働費の委託料555万5,000円ですが、これは国の10分の10の補助事業で、6人の買い物弱者支援事業で雇用する店員の給料の支援型事業であります。

店員の職務ですが、1名、店員には、商工会に委託しました内容によりますと、2人が本採用、正職員ということでありまして。正職員のうち1人は管理者です。もう1人が会計管理のような形になります。あと、臨時の従業員が4名ということで、当初スタートしていただきたいと村では考えておりますし、商工会のほうでもそのような形にするのではないかと思います。この業務内容は最終的には訪問販売まで行ってまいりたい事業と考えております。

次に、この470万は国庫補助対象外の事業で、これは村で考えておりますのが、買い物弱者支援対策事業は公設民営という形で考えております。皆さんに負担なしに事業に参加して

もらう、商会の希望した従業員の皆さんには負担なしに、商会にも負担なしに、これは公設民営の形でやりたいなと思って、補助外になりました外壁の工事代が250万あります。そのほかに、220万は立ち上がりのための資金です。ということは、商品の仕入れ資金も中には入ると思います。あと、何か足りない分、不足する分は、レジなんかはどうなのか、そういった当初の立ち上がりに足りない機材、商品等を村で支援させていただく、こういった470万でありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） 中心地域の新宿でございますので、非常に活性化には大いに期待されると思います。この県からの補助の対象外の部分を補うということですよ。その中で、220万が店舗運営の組織の資金であるということになると、220万では到底物がそろいますかという問題が出てくるんじゃないかな、そういう感じがします。

それから、今現在、工事中であるようですが、いつごろオープンを考えているのか、そういう細かな部分がまだ村民には見えていない部分がある。そうすると、その中に商品を配置する場合に、新宿地内の商店には影響はどうなのかという、その辺の商店との話し合いはどうなっているのか、そういうところまでお聞かせいただければ伺いたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず工事の請負ですが、工事の請負関係は村内の事業者にももちろん委託させて、完成が11月いっぱいには完成の予定でありますから、事業もあわせまして11月初めにスタートできるような体制をとっております。議員ご指摘のとおり、当座の仕入れ資金220万であるのかというお話ですが、中身の商品の仕入れの一部はお手伝いできますけれども、全部仕入れる資金は想定外でありました。商会からその相談がありませんから、これは準備していなかったんですけれども、こういった当座の仕入れ資金がいるような場合には、これも相談に乗ってやらなければならない事案なのかなとは考えております。

ただ、建物の建て方、中身とか外側等は村のと国の制度資金を使って準備してやって、仕入れする、販売する商品については、仕入れ資金は、お金のほうは用意していなかったのは事実であります。ただ一部、220万というのはそういった商工会、最初から商会で皆さんの社員を希望します、その中の資金で私はやりくりできるのかなとは思っておりましたが、その辺、これから、会長さんもおります、相談のほうはどうなっているのか、自助努力でやるような形になっているのか、その辺はまだ承知しておりません。その辺、相談あれば皆さんにお諮りしてつないでいきたいなとは思っております。

あと、地域との商店の関係はどうかということですが、この支援事業に参加していただいたのが商工会の会員の皆さんでありますから、自分らの商店にもあまり敵対するような行為でなくて、ともに伸びていこうという、なかなか難しいところあります。ですが、共存共栄、店もたくさんあったほうが、にぎやかさがあるとまた客種も変わってくるそうですから、その辺もぜひあいつた店を立ち上げて、人の集まる場所をつくって、そのお客さんが一方では隣近所の店に流れていく、そういったのを目指すこともできるのかなとも考えております。その辺、敵対しないような、仲間同士の店で、それでもしつかと消費者には安心を与える、そういった店を目指していきます。難しい店ではありますが、努力をして成功させていきたいと思っている事業でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） ありがとうございます。

オープンまであと2カ月を切ったというような私なりに想定しますけれども、どうもまだその中身がきちっと決まっていないうことになると、まだ不安が募ってくるんじゃないのかな。やはり村民、あるいは利用する方というのは非常に期待感を持っていると思うんです。ですから、その辺のまず出発点をきちっと決めて、その辺から拡大するとか、そういうふうにお客さんのニーズに応えるような方向で進めていっていただきたいなと思っております。オープンしたけれども、何かものがさびしいなというような村民に不安感情を与えるということになると、やはり繁栄というのは難しくなる。そういうふうに思いますので、オープンにきちとした形をとって、そして継続できるように、繁栄できるようにお願いして、私の質問は終わります。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

12番、坂本忠雄君。

○12番（坂本忠雄君） 議案第83号の水道の問題なんですけれども、水口地区に水が不足したということで仮設でもってやっていただいた。これ仮設だから今後どのような対策をとっていくのかをお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 12番、坂本議員の水口地区の仮設の水道工事であります。これは発地岡地区からあそこの水源は利用させていただきました。その水源が地震のために変わったんです、水量が。そのために、特に消費の多いみやぎ会の施設が水不足を来している。そういったことで、村の水道の鍬木田の水源と一緒にさせて、鮫川水道と一緒にさせていただ

た事業であります。これは仮設でありますから、本格的にしっかりとした本格工事を来年度の事業で取り組まなければならないと考えております、そして取り組みさせていただきます。鮫川水道にみやぎ会の一部、住宅なんかも関係すると思います、その辺を発地岡の水源、水道と相談しながら供給体制をとってまいりたいと思いますのでご理解いただきたいと思ます。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

9番、山形郁夫君。

○9番（山形郁夫君） 事項別明細書の14ページ、教育費、体育施設費でありますけれども、委託料、渡瀬村民体育館解体工事設計業務39万6,000円と記されておりますけれども、この件に関して行政区との話し合いはなされていたのかどうか、その辺を確認したいと思います。

○議長（前田三郎君） 教育長、答弁を求めます。

○教育長（奥貫 洋君） 業務委託金につきましては、まだしていない人もいます。予算が認められれば進めていきたいと思っています。

○議長（前田三郎君） 9番、山形君。

○9番（山形郁夫君） そうすると、今回、予算とおれば早急に、例えば渡瀬行政区含めた形での話し合いをするわけなんですか。それは確約できるんですか。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 当然、そのようになっていきます。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第81号 平成25年度鮫川村一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第82号 平成25年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決
します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第83号 平成25年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決
します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第84号 平成25年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第1号）を採決
します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第85号 平成25年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決
します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第86号 平成25年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決しま
す。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第87号 平成25年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第88号 平成25年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第89号 平成25年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第90号、議案第91号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第24、議案第90号 職員の給与の臨時特例に関する条例から、日程第25、議案第91号 職員の給与の特例に関する条例の廃止までの2議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第90号 職員の給与の臨時特例に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第91号 職員の給与の特例に関する条例の廃止を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎陳情について

○議長（前田三郎君） 日程第26、陳情第3号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託いたしました陳情第3号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情についての審査結果について報告を求めます。

総務文教常任委員長、前田武久君。

○11番（前田武久君） 陳情審査結果報告。

事件名、陳情第3号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情。

審査の経過。総務文教常任委員会に付託された本請願、陳情については、9月18日午前9時45分から委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

決定及び理由。採択と決定しました。

理由。地球温暖化防止をより確実なものにするためには、森林の整備、保全などの森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを山村地域の市町村が主体的、総合的に実施することが不可欠である。しかしながら、これらの市町村では、木材の暴落、低迷や、林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害などの脅威に国民の生命、財産が脅かされるといった

事態が生じている。これを再生させることとともに、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための、恒久的、安定的な財源確保を講ずることが急務である。よって、採択と決定いたしました。

少数意見の留保なし。

本委員会において以上のとおり決定したので、報告いたします。

○議長（前田三郎君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから陳情第3号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情第3号に対する委員長の報告は採択です。

この陳情第3号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、陳情第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎陳情について

○議長（前田三郎君） 日程第27、陳情第4号 道州制導入に反対する意見書についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託いたしました陳情第4号 道州制導入に反対する意見書についての審査結果について報告を求めます。

総務文教常任委員長、前田武久君。

○11番（前田武久君） 陳情審査結果報告。

事件名、陳情第4号 道州制導入に反対する意見書。

審査の経過。総務文教常任委員会に付託された本請願、陳情については、9月18日午前10時から委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

決定及び理由。採択と決定しました。

理由。国民に対し丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の法案が提出されようとしている。これらの法案は道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高い上、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退することは明らかであり、よって、採択と決定しました。

少数意見の留保なし。

本委員会において以上のおり決定したので報告いたします。

○議長（前田三郎君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから陳情第4号 道州制導入に反対する意見書についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この陳情第4号に対する委員長の報告は採択です。

この陳情第4号は委員長の報告のおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、陳情第4号は委員長の報告のおり採択することに決定いたしました。

◎請願について

○議長（前田三郎君） 日程第28、請願第3号 TPP交渉に関する請願についてを議題といたします。

産業厚生常任委員会に付託いたしました請願第3号 TPP交渉に関する請願についての審査結果について報告を求めます。

産業厚生常任委員長、星一彌君。

○7番（星 一彌君） 請願審査結果報告を申し上げます。

事件名、請願第3号 TPP交渉に関する意見書提出の請願について。

審査の経過。産業厚生常任委員会に付託された本請願について、9月18日午後1時30分から委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

決定及び理由。採択と決定しました。

理由。平成22年12月22日、TPP不参加を求める意見書を提出したにもかかわらず、我が国が交渉参加に至ったことはまことに遺憾であります。TPP交渉によって食料自給率の向上や将来の農業経営の安定に悪影響をもたらすことは必至と見られ、認めることはできません。よって、TPP交渉に関する請願を採択と決定しました。

少数意見の留保なし。

本委員会において以上のとおり決定したので、報告いたします。

○議長（前田三郎君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから請願第3号 TPP交渉に関する請願についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この請願第3号に対する委員長の報告は採択です。

この請願第3号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、請願第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

ここで暫時休議いたします。

（午前11時30分）

○議長（前田三郎君） 休議前に引き続き会議を開きます。

（午前11時32分）

◎日程の追加

○議長（前田三郎君） お諮りします。

ただいま村長から議案第92号 鮫川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての1議案と、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての1諮問が提出されました。

発議第5号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書の提出について及び発議第6号 道州制導入に反対する意見書の提出についての2議案が、11番、前田武久議員から所定の賛成者を得て提出され、議長において受理しました。

発議第7号 TPP交渉に関する意見書の提出についての1議案が、7番、星一彌議員から所定の賛成者を得て提出され、議長において受理しました。これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第5として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1から追加日程第5までとして議題とすることに決定いたしました。

◎議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 追加日程第1、議案第92号 鮫川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

〔発言する人あり〕

○議長（前田三郎君） 失礼しました。

ただいま議題に上がっております奥貫洋君を除斥いたします。

〔発言する人あり〕

○議長（前田三郎君） 事務局長。

○議会事務局長（増谷隆夫君） 訂正お願いします。発議第5号の提出者、賛成者で、鮫川村

議会議員、山形郁夫のところを宗田雅之に変更願います。

[発言する人あり]

○議会事務局長（増谷隆夫君） じゃ、訂正じゃなくて差しかえます。

[発言する人あり]

○議長（前田三郎君） 暫時休議いたします。

(午前11時37分)

○議長（前田三郎君） 休議前に引き続き会議を開きます。

(午前11時42分)

○議長（前田三郎君） 追加日程第1、議案第92号 鮫川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

ただいまの議題に上がっております奥貫洋君を除斥します。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

[議会事務局長朗読]

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第92号 鮫川村教育委員会委員の任命についての同意を求めることにつきまして、皆さんご説明申し上げます。

まず、委員としての任期が今月いっぱい、9月30日で切れます奥貫洋さんです。ただいま教育委員会委員、そして教育長としてご活躍いただいております。人物、経歴等は先ほどお話ししましたとおりであります。どうぞ皆様方のご同意をいただきますようお願い申し上げ、説明にかえさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。が、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（前田三郎君） なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから議案第92号 鮫川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

奥貫洋君の入場を求めます。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 追加日程第2、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてのご説明を申し上げます。

人権擁護委員は、今、鮫川村では3名の方にご活躍いただいております。1名の赤坂西野にお住まいの齋藤實様がことしの12月31日をもって任期満了となります。再選をお願いしたんですが、高齢のためという理由で辞退されました。新たに赤坂西野にお住まいの佐藤文夫氏を推選させていただきました。皆様方の意見を求めるところでありますので、よろしくご判断いただきますようお願い申し上げ、ご説明とかえさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

本案は、佐藤文夫氏が人権擁護委員に適任であることを議会の意見として答申したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号を諮問どおり答申することに決定いたしました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 追加日程第3、発議第5号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） ただいまの議案は先の日程における陳情の採択により提出されたものでありますから、趣旨説明並びに質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、趣旨説明並びに質疑、討論を省略いたします。

これから発議第5号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 追加日程第4、発議第6号 道州制導入に反対する意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） ただいまの議案は先の日程における陳情の採択により提出されたものでありますから、趣旨説明並びに質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、趣旨説明並びに質疑、討論を省略いたします。

これから発議第6号 道州制導入に反対する意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 追加日程第5、発議第7号 T P P 交渉に関する意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） ただいまの議案は、先の日程における請願の採択により提出されたものでありますから、趣旨説明並びに質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、趣旨説明並びに質疑、討論を省略いたします。

これから発議第7号 T P P 交渉に関する意見書の提出について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査申し出について

○議長（前田三郎君） 報告いたします。

議会運営委員長、関根政雄君から、次期議会の会期日程等に関する事項について閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りします。

ただいま報告いたしました申し出のとおり閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（前田三郎君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成25年第5回鮫川村議会定例会を閉じます。

ご苦労さまでした。

（午後 零時06分）

上記会議次第は事務局長増谷隆夫の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

平成 年 月 日

議 長 前 田 三 郎

署 名 議 員 坂 本 忠 雄

署 名 議 員 岡 部 明